

国別情報及びガイダンス

インド：ジェンダーに基づく危害/暴力を恐れる女性

2015 年 4 月

序文

本文書は、個別事案を審査する英国内務省の政策決定者にインド国籍者/居住者から受理する難民認定申請種類に関するガイダンス（指針）、並びにインドに関する出身国情報（COI）を提供する。これには、申請が庇護の付与、人権保護、又は恣意的退去の付与を正当化する見込みがあるか否か、及び申請が拒否された場合、**2002 年国家、移民及び庇護法の第 94 条**の下に「明らかに根拠のない」ものとして認証できる見込みがあるか否かが含まれる。

政策決定者は、次の事項を含む個々の具体的な事実及び関連する証拠を考慮して、申請を考慮しなければならない。本文書に扱われる本ガイダンス、入手可能なCOI、いずれかの該当する判例法、及び関連政策に関わる内務省のケースワークガイダンス。

国別情報

本文書に含まれるCOIは、（通常）英語で出版された広範囲にわたる外部からの情報により編纂されている。情報の関連性、信頼性、正確性、客観性、流通性、透明性及びトレーサビリティに配慮され、可能である場合は精度を保証するために独立した情報源全般に用いられる情報を裏付ける努力が払われている。引用された情報源は全て脚注にて言及されている。本ガイダンスは2008年4月付けの出身国情報(Country of Origin Information)を処理するための欧州共同体（欧州連合）のガイドライン及び欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、2012年7月付けの出身国情報レポート手法に参照して研究され、発表された。

フィードバック

我々の目標は、我々が提供するガイダンス及び情報を継続的に向上させることである。したがって、本文書に関してコメントしたい場合は、メールをお送りください。

国別情報に関する第三者諮問機関（Independent Advisory Group）

国別情報に関する第三者諮問機関（IAGCI）は、内務省の COI 資料の内容について同省に勧告するため、国境局独立主任検査官（Independent Chief Inspector of Borders and

Immigration) に 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCI の作業に関する情報及び IAGCI が審査した COI 文書の目録は、独立主任検査官のウェブサイト、

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>において閲覧できる。

いずれかの内務省の資料、手順又は政策を裏付けることは IAGCI の役割ではない。

IAGCI の連絡先は以下の通りである。

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN

E メール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト：<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

目次

第1節：ガイダンス

- 1.1 申請の根拠
- 1.2 問題の要約
- 1.3 問題の考察
- 1.4 政策の要約

第2節： 情報

- 2.1 法的権利
- 2.2 女性に対する差別
- 2.3 社会的権利及び経済的権利
 - 社会経済的指標
 - 結婚と離婚
 - 経済的関与
- 2.4 政治的関与
- 2.5 女性に対する暴力
 - 家庭内暴力
 - 花嫁持参金に関連する家庭内暴力
 - 強姦
 - 酸攻撃
 - 強制結婚と子どもの結婚
 - 「名誉」犯罪
 - 障害をもつ女性に対する虐待
 - ダリット及びアディヴァシの女性に対する暴力
 - 家庭内労働者
 - 警察の拘留中及び収監中の女性
 - 軍事紛争地域にいる女性
 - 地域社会（宗教的に動機付けられた）の暴力
 - その他の形態の暴力，虐待及び嫌がらせ
- 2.6 女性への暴力に対する警察及び司法の姿勢及び対応
- 2.7 独身女性
- 2.8 レズビアン，バイセクシュアルの女性とトランスジェンダーの人々
(国別情報とガイダンス，インド：性的指向とジェンダーアイデンティティにリンクする)
- 2.9 女性が利用できる援助
- 2.10 人身売買

2.11 女性の健康

生殖の権利

母性の死亡率：出産前・出産後の母子看護

第1節：ガイダンス

更新日：2015年2月13日

1.1 申請の根拠

1.1.1 ある人が女性であるからという理由で国家主体及び/非国家主体によるジェンダーに基づく危害のおそれ。

1.1.2 本指示書の目的に関し、ジェンダーに基づく危害には、家庭内暴力、強姦、酸攻撃、いわゆる「名誉犯罪」、強制された児童婚、及び人身売買に加え、その他の関連犯罪などの性的暴力、及び他の関連犯罪が含まれる。

1.1.3 ある人のジェンダーがその他のリスクカテゴリーに関連した要因になる可能性がある。したがって、政策決定者は関係するインドの国別情報及び関連するカテゴリーに関するガイダンスも参考にしなければならない。

1.2 問題の要約

- ▶ その人の説明は信用できるものか？
- ▶ インドの女性は特定の社会的集団（PSG）を為すものか？
- ▶ インドの女性はジェンダーに基づく危害のリスクに晒されているか？
- ▶ 女性のための有効な保護はあるか？
- ▶ 女性はそのリスクから逃れるため、国内移動をすることができるか？

1.3 問題の考察

その人の理由は信用できるものか？

1.3.1 政策決定者は、その人のジェンダーに基づく危害及び係る経験のリスクについての説明に関する重要な事実が、合理的に詳述され、内部的に一貫しており（例えば、口頭による証言、書面による声明書など）、同時に外部的に信用できるもの（例えば、一般的に知られている事実及び国別情報と一致している）であるか否かを考慮しなければならない。

1.3.2 その人が、人身取引の犠牲者であると申し立てる場合、政策決定者は英国の指定所轄官庁において訓練された専門家だけが、その人を不法取引の犠牲者として受け入れる合理的な理由があるか否かを判断できることを指摘しなければならない。したがって、まだそれが遂行されていない場合、その申し立てを取り扱っている政策決定者は、国家付託機構（National Referral Mechanism）（NRM）に対して適切な言及をしなければならない。次いで、その事案は「所轄官庁」に送られる。

1.3.3 これに関する詳細な情報及び助言に関しては、国別情報の節及び庇護の申立ての検討と信頼性の評価、庇護申請のジェンダー問題及び人身取引の犠牲者：所轄官庁のガイダンスに関するインストラクションの関連項を参照のこと。

インドの女性は特定の社会的集団（PSG）を構成するか？

1.3.4 インドの女性は 1951 年国連難民条約（UN Refugee Convention）の意義において、特定の社会的集団（PSG）を形成するとみなされる。これは、彼女らが変わることのできない（又はもって生まれた）特性—そのジェンダー—を共有し、周辺社会とは異なるとみなされているためである。彼女らは自身権利の行使において、広範囲にわたる深く根差した差別の対象となる。

1.3.5 インドの女性は PSG（特定の社会的集団）を構成するが、これは、係る身分が難民として認められるために証拠を挙げて主張の正しさを十分に説明するものだという意味ではない。各事案において取り組まれるべき問題は、特定の人とそのジェンダーのために現実的迫害のリスクに直面するか否かということにある。

1.3.6 特定社会集団に関する詳細は、庇護の申立ての検討と信頼性の評価の第 7.6 節を参照のこと。

[目次に戻る](#)

インドの女性はジェンダーに基づく危害のリスクに晒されているか？

1.3.7 インドは多文化で多様性がある。しかし一般には、特に大部分の人々が居住する地方の地域においては、コミュニティはジェンダーの役割に関連する深く根差した固定概念により、家父長制社会である傾向がある。インド政府は認知度をあげ、人々の姿勢を変えるための様々なキャンペーンを打ち出したが、女性は広範囲にわたる差別及び暴力を引き続き経験している。これは複数の方法において明白である。

1.3.8. 家族又はコミュニティの手による暴力に基づくジェンダーは、インドでは深刻であり、インド全土に行きわたっている。2014 年に発表された研究によると、18 歳から 49 歳までの集団において調査された女性の 52 パーセントが、その人生において少なくとも一度は何らかの形態の暴力を経験していた。（国別情報の節の女性に対する暴力を参照のこと）

1.3.9 2013 年、国家犯罪記録局（National Crime Records Bureau）は、女性に対する強姦 33,707 件の他、家庭内暴力、性的嫌がらせ、人身取引などを含めた女性に対する犯罪 309,546 件を記録した。（国別情報の節の女性に対する暴力への警察及び裁判所の姿勢及び応答を参照のこと）。犯罪率が実際より大幅に少なく報告されている一方で、これらの数字は 4 億 3 千万人の 15 歳以上の女性を含む 12 億の人口を抱える国であるという背景において観察されるべきである。（国別情報の節の社会経済的指標を参照のこと）。

1.3.10 花嫁持参金の支払いに結びつく強制的な児童婚、暴力、殺人、男女産み分けのための中絶、名誉犯罪、女性の魔女狩り、文化的・宗教的少数派民族に対して犯されている地域社会の暴力などの慣行は、法により禁じられているにもかかわらず続けられている。ダリット (Dalits) (カースト制度の最下位に位置する人々) 及びアディヴァシ (Adivasi) (原住民族) の女性を含む特定の少数派民族、及び障害をもつ女性、多くは複数の交差する形の差別及び暴力に直面する。(国別情報の節の女性に対する暴力を参照のこと)。軍隊が武装した反政府グループに対して配備されている特定の紛争地帯において、罰せられずに行動を起こすことができると伝えられている非国家主体又は国家主体のいずれかからも女性は暴力及び虐待に直面する場合がある。(インドの紛争地域の現在の位置を示す地図に関しては SATP のウェブサイトを参照のこと)。

1.3.11 インドの女性及び少女に対する差別の一般的なレベルは、それ自体は迫害又は深刻な危害の現実的リスクにはならない。しかし、一部の女性はインドに帰国するにあたり、迫害/危害に基づくジェンダーに関する現実的リスクを示す場合がある。各々の事案はその自らの事実に基づいて判断されなければならない。政策決定者は特に、インドに帰国する人を訴求するために、いずれかの過去の迫害又は粗悪な扱い、迫害の実体の可能性及び能力を考慮に入れなければならない。年齢、健康、教育状況及び経済状況、仕事のスキル、宗教、カースト制度、民族性、個々の人の状況など、あらゆる関連要因を考慮に入れなければならない。

1.3.12 これに関する詳細情報及び助言に関しては、国別情報の節及び信頼性の評価と難民状況に関する庇護申請取扱いに関するインストラクション、庇護申請におけるジェンダー問題の関連節を参照のこと。

女性のための有効な保護はあるか？

1.3.13 家庭内暴力、強姦、酸攻撃、性的嫌がらせ、人身売買及びその他の関連犯罪に対する厳格な罰則を提供する特定の制定法がある。更に、2013 年に犯罪法 (改正) 法を含め新たな法律が採択された。それは女性に対する暴力に関する国連特別報告者によると、新たな刑事犯罪及びより厳重な制裁を導入しながら法的枠組みを著しく改善した。しかし、特別報告者は 2014 年 4 月の報告において、これらの法律の効果的な実施及びその執行を適切に支援するための財政源の割当は、多くの場合において欠如していると伝えられた。(国別情報の節の女性に対する暴力を参照のこと)。

1.3.14 2005 年の家庭内暴力に対する女性の保護法 (PWDVA) は 2006 年 10 月に施行された。それにより、家庭内暴力の犠牲者は暫定的保護及び居住命令並びに補償及び保守を

求めることができる。同法は配偶者による虐待だけでなく、配偶者の家族メンバーからも女性を保護する。女性に対する暴力の定義は、身体的、性的、精神的、口頭、及び経済的虐待を包含する。虐待を立証する証拠は確率の均衡に基づいて試験される。すなわち、合理的疑いの余地なき立証は求められない。家庭内暴力の犠牲者は主に護衛官に対応し、法的支援、シェルター及び医療の利用に対する権限を有する。ただし、制約された実施並びに汚職のために法律の有効性において限界があると伝えられている。切迫した、生命を脅かすような暴力に直面する女性は、多くの場合、警察の助けだけに依存しなければならなかった。(国別情報の節の女性に対する暴力を参照のこと)

1.3.15 犠牲者に対する法的、社会的及び財政的支援を提供するよう意図された規定にもかかわらず、多くの女性犠牲者は例として、報復のおそれのため、又は適切なシェルターの保証及び生計が成り立たないため、警察に事故を報告することを嫌がった。非公式な論争を落着させるための代替手段は、警察、家族メンバー又はコミュニティリーダーにより求められることが多い。それでもなお、国家犯罪記録局 (National Crime Records Bureau) は、2008 年以降、警察に報告される犯罪事件、特に女性に対する強姦及びその他の犯罪に関して、その件数に実質的な増加がみられることを示す。また、数字は女性に対する刑事事件の警察の調査の高い割合が、容疑者が正式に起訴され、裁判に進展する事案に至ることを示す。更に、2013 年の刑法 (改正) 法令は記録を怠ったために (警察官を含む) 公務員に対する刑事犯罪、次いで刑法における特定の犯罪を規定される通り調査することを成立させた。(国別情報の節の女性に対する暴力に対する警察及び司法機関の姿勢と対応を参照のこと)。

1.3.16 女性に対する差別及び暴力を刑法により禁じる法的枠組みのほか、女性・子ども開発省を介して、国は女性のために 600 を超えるシェルター用の住宅を運営する。これらのうち、「Swadhar」シェルター住宅は、宿泊のほか、食料、衣服、カウンセリング及びサービスを提供する。また、非政府機関が運営するシェルターもあるが、そのいくつかは国際基金を受理している。政府は NGO を提携して、特に人身売買の犠牲者のために 86 の社会復帰住宅を設立した。主に都市部においては、800 を超える簡易宿泊所があり、働く女性は最長で 3 年間居住することができる。一部の簡易宿泊所は子どもたちのためのデイケアセターがある。政府は「過小評価された」女性が労働市場を利用できるように支援するために企画されたプログラムを提供する。例えば、技術トレーニングを実施するトレーニング及び雇用プログラムに対する支援 (STEP) などが該当する。全国で 14,059 のトレーニングセンターがある。(国別情報の節の独身女性及び女性に利用可能な支援を参照のこと)

1.3.17 一般に、ある人は国家から有効な保護を利用することができる可能性が高い。しかし、人が支援及び保護を利用することができるか否かという評価は、その事案の事実にお

いて慎重に考慮されなければならない。政策決定者はとりわけ、過去の迫害（該当する場合）及び過去の有効な保護の欠如に関して考慮しなければならない。各々の事案において、政策決定者は、保護を求めるために試みが為されたか否か、及び当局の対応はどのようなものだったかを特定しなければならない一方で、一部の事案において、なぜ女性が当局からの保護を求めることができない、又は求めたがらないかに関して、最もな理由があることを考慮しなければならない。

1.3.18 詳細に関しては、国別情報及びガイダンス、インド：保護の主体及び国内移住を含む背景情報を参照のこと。

[目次に戻る](#)

女性はそのリスクから逃れるため、インド内で国内移住をすることができるか？

1.3.19 特に独身で扶養する子どもがいない女性で、施設の利用ができる、又は教養やスキルがある、あるいは自活できるほど十分に裕福である場合、一般的に国内移住することは過度に厳しいことはない。しかし、特定の人の個々の状況を十分考慮した上で、個別の事案に基づき、国内移住の関連性及び合理性に対し、慎重な配慮が与えられねばならない。

1.3.20 政策決定者は、その地域において有効な保護が得られるか否か、及び国内で移住するいずれかの試みが過去にあったか否か、提案された移住地において迫害者その人を追跡できるか考慮する必要がある。

1.3.21 MD インド CG[2014]UKUT 00065(IAC)（2014年2月12日）の国別ガイダンスの事案において上級裁判所は、警察又はその他いずれかの人、又は機関が個人の家族の強い要請により、インドにおいて別の州又は連邦直轄領に逃れた人を探し出せる可能性はありそうにないと考えた。（パラグラフ 154）。

1.3.22 階級、民族性、宗教、教育、経済的独立性、地域及び場所（都市又は地方）、文化的・伝統的価値、カースト制度、教育プロフィール、結婚歴、その人の子どもの数に照らした社会的な立場などの要因は全て、移住が選択肢となるか否か、並びに支援ネットワーク及びその人の生計を立てられる能力など、提案された移住地におけるセキュリティ、人権及び社会経済的条件を判断する際に配慮されるべきである。

1.3.23 これに関する詳細に関しては、国内移住、庇護の申請におけるジェンダー問題及び国別情報とガイダンス：インド：保護の主体と国内移住を含む背景情報も参照のこと。

[目次に戻る](#)

1.4 政策の要約

- ・インドの女性に対する差別の一般的なレベルは、それ自体は迫害に至らない。
- ・しかしながら、女性には迫害/危害の現実的リスクを示すことができる。各事案はその事実において慎重に考慮されなければならない。
- ・近年において、インドの女性の状況を改善するために取り組まれる数多くの法的及びその他の措置があるが、女性に対するジェンダーに基づく暴力は深刻な問題に留まっている。
- ・ジェンダーに基づく暴力の犠牲者は、一部の状況において、有効な国家の保護を得られない場合がある。
- ・ジェンダーに基づく迫害のリスクを回避するための国内移住は、多くの場合において実行可能であるが、国内移住は一部の状況において、扶養義務のある子供たちをもつ女性が施設を利用することができず、支援ネットワークを持たず、生計を立てるという保証に関する現実的展望は一切ない場合、彼女らには過酷なものとなる。
- ・申請が却下される場合、インドは指定国家として列挙されているため、2002年の国籍、移民および庇護法の第94節(2)に基づき、「明らかに根拠のないもの」として認証に向けて考慮されなければならない。しかし、この形態の申請の全てが「明らかに根拠のないもの」として認証される可能性があるわけではない。すなわち、各々の申請はその自らの事実において慎重に考慮されなければならない。

庇護の決定をすることに関する詳細情報は、信頼性の評価及び難民状況、人道的保護、恣意的退去及び上訴非猶予：2002年のNIA法の第94節に基づく認証に関する庇護申請取扱に関するインストラクションを参照のこと。

[目次に戻る](#)

第2節： 情報

2.1 法的権利

2.1.1 憲法は以下の事項を提供する。

第14条：「法の前の平等—法の前のいずれかの人の平等性、又はインド領土内の法による同等の保護の前に対して国は否定しない。」

第15条：「宗教、人種、カースト制度、性別又は出身地による差別の禁止。(1) 国は宗教、人種、カースト制度、性別、出身地又はそれらのいずれかによる理由だけで、いずれかの市民に対する差別をしない・・・」

第15条(3) 女性に対して差別是正措置のための余地を残す。「本条項のいずれも、国が女性及び子どもたちに対していずれかの特別な規定を策定することを阻むものではない。」

第16条：公共職業の案件における機会の均等性... (2) 宗教、人種、カースト制度、性別、血統、出身地、居住地又はそれらのいずれかの理由だけで、いずれの市民も国によるい

れかの雇用又は執務に関して、不適格又は差別の対象とはならない。」¹

2.1.2 女性に対する暴力、その原因及び結果に関する国連特別報告者、Rashida Manjoo（下記に国連特別報告者と言及される）は、2013年4月22日から5月1日までインドに出張し、報告書においてコメントした。

「国家レベルにおいて、女性に対する暴力を防止し対応するための法律及び政策が設置された。これらにはとりわけ、刑法、2013年の刑法（改正）法令（Criminal Law Amendment Act）、2013年の職場における女性への性的嫌がらせ（禁止、防止及び救済）法、2005年の家庭内暴力女性保護法（Protection of Women from Domestic Violence Act）、1986年の女性への猥褻表現（禁止）法（Indecent Representation of Women Prohibition Act）、1989年の指定カースト制度及び指定部族（残虐行為防止）法、1961年の花嫁持参金禁止法（Dowry Prohibition Act）、1961年のサティ（寡婦殉死）犯罪（防止）法（Commission of Sati Prevention Act）、1956年の人身取引（防止）法（Immoral Traffic Prevention Act）、1976年の奴隷労働制度（禁止）法（Bonded Labour System Prohibition Act）が含まれる。こうした積極的な展開にもかかわらず、これらの法律の有効な実施及びそれらの適切な執行を支援するための財源は、多くの場合において不足していると報告されている。」²

2.1.3 下記はCEDAWに対して、差別的慣行を終了させるために意図されるとして2012年の締約国レポートに言及されたその他の立憲的法規条項の一部である。

憲法（2002年、第86回改正）は6歳から14歳の全ての子どもたちに対して無償の義務教育を受けられる基本的権利を策定した。（2009年の無償義務教育に対する子どもたちの権利法は、この権利を初等教育の完了に対するものとみなした。

2005年のヒンドゥー教継承（改正）法（Hindu Succession Act）は、1956年のヒンドゥー教継承法においてジェンダー差別の規定を排除し、相続財産共有資産（ヒンドゥー教の非分割家族の先祖伝来の資産）を継承する権利を息子と同じく娘にも与えた。

（イスラム教の個人法はいまだにイスラム教徒の女性に対する土地の継承権を男性より少なく分配すると定めていることに留意すること。³）

2008年の出産給付金（改正）法（Maternity Benefit Act）は、10人以上を雇用している工場、鉱山、サーカス、プランテーション及び店舗又は民間組織において出産給付金が利用できるように規定する。

2007年の高齢者（扶養、保護及び福祉）法（Senior Citizens Maintenance, Protection and Welfare Act）は、人々が高齢化した自分の親を扶養することを義務化した。それを怠った者には罰則がある。⁴

2.1.4 カナダ移民難民委員会（Canadian Immigration and Refugee Board）は、NGOである居住地国際連盟（Habitat International Coalition）が2009年に以下のように明記し

たと言及した。「ヒンドゥー教徒の女性の所有権に関する法律は、2005年に「農地及び家族の資産における男性及び女性への同等の継承権」を義務付けるように改正されたが、同法律はヒンドゥー教徒以外の女性には適用されない。...また、HICは...花嫁持参金制度の普及により、ヒンドゥー教の女性が同法律から実際にどの程度の利益を得られるかに関して不確かであると明記した。...」⁵

2.1.5 インドは1993年7月9日に、女性に対するあらゆる形態の差別の排除に関する国連条約を批准した。⁶ 2007年2月2日付けのインドに関するその直近の「結びのコメント」において、国連女性差別撤廃条約（UN Committee on Elimination of Discrimination against Women）（CEDAW）は、「法律上は多くの領域において女性に対する平等性が認められる一方、事実上の平等性の認識には多くの障害がある」と意見を述べた。⁷

2.1.6 そのウェブサイトによると、国家女性委員会（National Commission for Women）（NCW インド）は、「女性に対する立憲的及び法的セーフガードを審査するため、法的救済措置を推奨するため、女性に影響を及ぼす全ての政策案件に関する苦情の改善及び政府への勧告を促進するために、1990年の国家女性委員会法（インド政府の1990年の第20条）に基づいて、1992年1月に法定機関として設立された。」⁸

（女性の暴力犠牲者に利用できる法的措置に関しては、女性に対する暴力の節を参照のこと。）

[目次に戻る](#)

2.2 女性に対する差別

2.2.1 ベルテルスマン基金（Bertelsmann Foundation）はその2014年のBTI変換指標において以下のように意見を述べた。

「インドでは女性（に対する）差別はいまだに主要な課題として残っている。特に、極度に家父長制度が強いインド北部において、女性はその家庭内において、まさに生まれたときから差別を受けている傾向がある。貧困家庭において、これは食料及び衛生事情が悪いということである。教育機関の利用に限って言えば、初等教育及び中等教育においてはなんらかの本質的な進展がみられたが、高等教育における男性に対する女性の比率は、まだ72.6%に留まる。国家統計局による2011年の報告書によると、地方における労働人口の比率は男性で55%、女性で26%であり、都市部においては男性で54%、女性で14%であった。第2.4節の政治への関与も参照のこと。

2.2.2 国際女性研究センター（International Center for Research on Women）（ICRW）が国連人口基金（United Nations Population Fund）（UNFPA）と提携して2014年に出版した報告書によると、

「インドではジェンダーに基づき、息子を優先し、娘を差別する傾向が広く行きわたっているが、そうしたことは程度の差はあれ、社会文化的及び地理的全土にわたり明白である。それはインドの背景において、ジェンダーの不平等性に関する最も確かで基本的な表明である。息子を優先することはインドの社会文化的背景に根差している。インドの男児は資産を継承し、家柄を持続し、家族の特定の儀式を行うため、家族体制において中心的な身分を保持する。一方、娘は結婚において花嫁持参金などの結婚にかかる費用、多くの場合、その後は出生家族と経済的依存性が断たれるため、社会経済的な負担とみなされる。女兒に向けたこの差別は、娘が生まれないようにするためのジェンダー偏向による男女産み分けを介し、出産前の段階において表明される。出産後の段階において、娘に対する軽視及び息子に対する優先的な処遇という点において差別は明白である。

「実に、インドの男児に与えられる社会的重要性は、女兒及び女性に対して深く根差した差別的慣行に換わり、彼女ら（女性）の地位、健康及び発達において壊滅的な影響を与え、息子を生むという計り知れない重荷を伴った。家族規模の縮小化、生殖に関する制約的な政策及び無規制の保健サービスの限定的な利用といった背景において、この重荷は女性の精神的及び身体的健康に重要な結果をもたらし得る。」⁹

2.2.3 同報告書は以下を明記する。

「インドにおけるジェンダーに基づく暴力問題の中核は、インドの男性及び女性が、男性の女性への優勢性は正常であり、女性に対する暴力行為が正当化されると考えるように社会に適合させられていることにある。このため、親しいパートナーが女性に対して暴力を行使する要因は、インドの社会的、文化的及び経済的背景に根差している。

「過去十年間において、インドにおいて[親しいパートナーの暴力]に取り組むための一連の取組みが目標とされた。2004年の家庭内暴力女性保護法のほか、女兒に対する人々の考え方及び姿勢を変えるため、認識を高めるための複数のキャンペーンが打ち出された。インド政府は数多くの方法で行動を起こした。その成功具合は様々であるが、そこから多くの課題が学習された。」¹⁰

2.2.4 2014年4月1日の報告書の中で国連特別報告者は以下のように述べた。

「研究によると、女兒が生まれる比率が低い傾向がある。男児1,000人に対し、女兒は1981年に962人、1991年に945人、2001年に927人、2011年に914人だった。家父長制の規範及び社会経済的因子がこの減少に拍車をかけたと伝えられている。息子を望むことが引き金となり、出産前のモニタリング制度[超音波スキャンなど]を介して配偶者及び家族により妊娠が「管理」されるようになった。その結果、男女産み分けのための中絶が導かれたが、それは多くの場合、女性の性的、生殖権利を侵害することを女性に強要することとなる。この問題に取り組むための具体的な法律[1994年の妊娠前及び出産前の診断技術(男女産み分けの禁止)法、2003年に改正]にもかかわらず、避妊事例における厳重な措置を

含め、一部の州において男女産み分けの慣行が普及し続けている。さらに、そうした措置のいくつかは、国が幅広く妊娠を監視し、女性の性及び生殖の選択肢を侵害するとみなされる。」¹¹

2.2.5 USSD2013 年の報告書において以下のように明記された。

「出産前の診断技法により出産前の男女産み分けは禁じられているが、強制されることはめったになかった。全国の数多くの NGO 及び一部の州は、出産前の男女産み分けの問題について認知度を高め、女兒を推進し、女兒の嬰兒殺し及び放棄を防止しようとした。

「インドの一部の州は、「女兒の推進」方式を導入し、ジェンダーに基づく男女産み分けに對抗することを意図した...」¹²

女性の健康：生殖の権利も参照のこと。

2.2.6 インド政府[以下「締約国」という]は、2012 年 10 月の CEDAW に対する報告書において以下を明記した。

「政府は、初期の 2 件の[CEDAW]報告書に明示されたジェンダーの既成概念化及び性の役割に取り組むために、教育に関する国家政策、女性の権限付与に関する国家政策、等などの異なる方法を介して、様々な措置に取り組んだ。こうした特別なメッセージを伝達するためにあらゆる形態のメディアが活用された。花嫁持参金、子どもの結婚、サティ（妻の殉死）¹³、性の選択的中絶、等の慣行は、法律、プログラム及びコミュニティの交流により取り込まれる。こうした活動及び措置は、差別的な手続きを排除するために政府が毎年実施を続行する継続的な手続きである。政府の主な取り組みは、ジェンダーに敏感な全国の教科書を様々な言語で展開することにより、女性の役割について既成概念を非難することである。...多くの州の学校教育委員会は、家庭内の男性及び女性の共通の責任についてのメッセージを記載するために、積極的な行動に出た。」¹⁴

経済的関与、政治的関与及び女性に対する暴力も参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.3 社会的権利及び経済的権利

社会経済的指標

2.3.1 様々な統計情報源によると、

・インドの人口は 2014 年 7 月時点で 12 億 4 千万人と推定された。

2014 年のジェンダー/年齢のプロフィールは以下のように推定された。

0-14 歳： 28.5%（女性 165,048,695 人 / 男性 187,016,401 人）

15-24 歳： 18.1%（女性 105,342,764 人 / 男性 118,696,540 人）

25-54 歳： 40.6%（女性 243,293,143 人 / 男性 258,202,235 人）

55-64 歳： 7.0%（女性 43,175,111 人 / 男性 43,625,668 人）

65 歳以上：5.7%（女性 37,810,599 人 / 男性 34,133,175 人）

（ジェンダーの不均衡及び男女産み分け中絶に関する情報に関してはパラグラフ

2.2.4-2.2.5 を参照のこと）

・2011 年の推定によると、人口の 31.3 パーセントは都市部に居住した。2001 年の国勢調査は、申請された宗教信奉者を以下のように概説した。ヒンドゥー教徒 80.5%，イスラム教徒 13.4%，キリスト教徒 2.3%，シーク教徒 1.9%，その他 1.8%，未特定 0.1%¹⁵

・2012 年に推定された出生時の寿命は、女性が 69.1 歳、男性は 66.7 歳であった。

・1991 年、2001 年及び 2011 年の国勢調査は 7 歳以上の識字率を発表した。

	全体	女性	男性	差
1991 年	52.2%	39.3%	64.1%	24.8% ¹⁷
2001 年	64.8%	53.7%	75.3%	21.6% ¹⁸
2011 年	74.0%	65.5%	82.1%	16.6% ¹⁹

・15-24 歳の識字率（2008-2012 年の平均推定値）

女性：74.4% 男性：88.4%²⁰

・小学校の出席率、純出席率（2008-2012 年の平均推定値）

女性：81.4%，男性：85.2%²¹

2004-05 年において、農業を除外する賃金制の労働力の 20.2 パーセントは女性だった（全国標本調査局（National Sample Survey）。雇用される女性の 50 パーセント超が公的セクターで就業していた。2001 年の国勢調査によると、全男性の 51.9 パーセント及び女性の 25.7 パーセントが雇用されていた。しかし、失業者の大部分は（職業紹介所に登録されたもの）男性だった。²²

・2009-10 年に屋外調査が行われた全国標本調査局（NSSO）は、男性労働者の一日当たりの平均所得は女性の 156 ルピーに対し、249 ルピーであったが、これは女性対男性の賃金の比率は 0.63 であることを示す。公務員プロジェクトで就業するもの以外は、日雇い労働者のそれぞれの日当は以下の通りであった。

都市： 男性では 132 ルピー、女性では 77 ルピー

地方： 男性では 102 ルピー、女性では 69 ルピー²³

比較のため、米国国勢調査局によると、2012 年の米国における正規職員の女性・男性の賃金比率は 0.77 であった。²⁴

・2001 年の国勢調査によると、インドにおいて女性が長である家庭は 2000 万戸に満たなかった。これはすべての家庭の 10.4 パーセントを表す。²⁵

・栄養及び健康に関して、2005-06 年の調査は、15-49 歳の既婚の女性の 56.2 パーセントは貧血症であった。これは都市部の女性の 51.5 パーセント及び地方の女性の 58.2 パーセントを表す。この年齢群の妊娠中の女性の 57.9 パーセントは貧血症であった。調査された女性の 33 パーセントは正常以下の肥満度指数であり、男性の 28 パーセントと比較される。再び、栄養不良の発生率は地方で非常に高かった。²⁶

女性の健康を参照のこと。

[目次に戻る](#)

結婚と離婚

2.3.2 宗教の自由に関する米国国務省の 2013 年の報告書において明記される通り、

「結婚、離婚、養子、及び継承の案件において、特定の宗教団体にだけ該当する異なる州法がある（「個人法」という）。こうした法律を策定するにあたり、政府は個人法委員会に多大な自治権を付与する。ヒンドゥー教、キリスト教、パールシー教、及びイスラム教は法的に認められており、司法的に施行可能である。憲法に明記される通り、なにものも国家レベル及び州レベルの法の権限又は社会改革の義務から免責されない。

「法律は、シーク教徒を部分的に認め、ヒンドゥー教徒の結婚を管理する法に基づくのではなく、係る結婚を統治する特定の法律の下に結婚の登録を許可する。シーク教徒には離婚の規定がないが、その他のシーク問題はいまだにヒンドゥー教の法典に分類される。

「特別結婚法（SMA）は、異なる宗教間のカップルに改宗せずに結婚できる権利を付与する。²⁷

強制結婚及び子どもの結婚、及び家庭内暴力を参照のこと。

経済的権利

2.3.3 カナダ移民・難民委員会（Immigration and Refugee Board of Canada）（IRB）は、2013 年 5 月 16 日付けの応答において次のように明記した。

「ニューヨークタイムズによると、インドの労働力における女性の数は 1996 年から 2011 年までにほぼ 2 倍となった...それでも、情報源はインドの女性の報酬は相対する男性より低いことを示す...国連（UN）に提出された 2008 年の報告書において、経済的、社会的、文化的権利のための人民共同体（PCESCR）ーインドの 100 を超える非政府組織の傘下にある組織ーは、インドの女性は同等の報酬を規定する法が存在するにもかかわらず、「男性の平均報酬」のおよそ 38 パーセントしか得られないと示す...

「PCESCR 報告書は、女性労働者の 93 パーセントは非組織セクター及び非公式セクター...インドの非組織セクター企業のための国家委員会により、従業員が 10 人未満で物品及びサービスを販売又は生産する個人又は家族が所有する「非法人の個人企業」として定められている場所で雇用されていると明記する...その結果、女性は職の不安定、劣悪な作業条件及び社会保障の欠如を経験する...ニューデリーの都市・地方中核センター長が著述したもので、国連開発計画（United Nations Development Programme）（UNDP）が発表した報告書は同様に、インドの女性の大方は、非法人セクターの保護されていない条件の中で生計連鎖の最下部において雇用されている」と明記する。

「また、PCESCR 報告書は、インドの都市部で女性に開かれつつある新たな機会是一般に報酬が少ないと指摘する。それは、彼女らが「主に」「自営業、非公式セクターにおける単

賃ベースの内職[及び]パートタイム労働に依存しているからである。」

「このほか、PCESCR は、インドの 6600 万人のダリット (Dalit) 又は「不可触」女性が雇用を求めるにあたり、特定の「差別」を受けると報告する...PCESCR は、ダリットの女性が主に農作業労働者及び耕作人として働くが、家庭及び都市部の非法人セクターにおいては、「公正かつ平等な賃金、経済的分配における公平なシェア及び産休制度を否定される」と明記する。

「しかしながら、...他の情報源は、インドの女性は過去より多くの雇用の機会を得ていると示す。...Chandigarh に拠点を置くトリビューンによると、近代のインドの女性は新たな産業及び金融、人材管理、コンピュータ産業、アニメーション、マルチメディア、ケータリング、法人コミュニケーション、心理学及びカウンセリングなどの以前は男性が多く占めていたいくつかの産業において就業している...また、トリビューンは、インドにおいて、ますます多くの女性が医者、科学者、及び教授職を得ていると指摘する...同記事は、インドの伝統的な背景にもかかわらず、新たな機会により、一部の女性は独立して生計をたて、報酬を得て、結婚を遅らせることができると指摘する...

「メディア及び学者は、女性にとって職業及び金融の機会が利用できるようになった多くの具体的な例を提供する...インタープレスサービス (IPS) は、多くの若い女性は経済の成長及び雇用機会の増幅により、ニューデリーの労働力に加わっていると報告する...ムンバイに拠点を置くデイリーニュースと分析 (DNA) は、ムンバイの双子都市でもあるナビムンバイにおいて拡大する情報テクノロジー (IT) 及び教育セクターはインド全土の働く女性を惹きつけていると指摘する...²⁸

2.3.4 2014 年 4 月 1 日付けの国連特別報告者のレポートによると、

「インドは近年、その経済を自由化するための改革の大きな波を経験したが、それにより、前例のない成長及び繁栄が導かれた...あいにく、女性に焦点を当てた経済発展は生計の一つに留まっており、ジェンダー及び階級の体系的及び構造的な不平等性及び差別に関して必ずしも考慮しておらず、十分に組み込んでいない。

「また、女性は低いスキルしか求められず、低い不平等な賃金を提供するような不安定な職業において見出される。公式の統計によると、直近の数十年で女性の日々の収入は、製造、鉱山及びサービスセクターなどのほとんどすべてのセクターにおいて、一般的に男性の収入より比較的低い傾向にある。

「インドの労働法は職場における女性の権利を尊重するためのセーフガードを提供し、女性が特定の職業においてそのスキルを向上させる手助けをする仕組みが設けている。そのため、生計手段としての労働スキルを超えて活動できる。例えば、全国に 14,059 のセンターを抱える産業訓練機関など、女性が労働市場へ進出する助けとなるようなトレーニング機関がある。」²⁹

[目次に戻る](#)

2.4 政治的関与

2.4.1 インド政府による 2012 年 10 月の CEDAW レポートは、「論議を戦わせ、議会に選出される女性の数が増えたと指摘した（下院（Lok Sabha）及び上院（Rajya Sabha）。）」

³⁰ 2014 年の総選挙において、一般的において 61 人の女性が下院に選出されたが、これは選出された候補者の 11 パーセントを占める。³¹

2.4.2 憲法第 243 条は、パンチャーヤト（panchayats）（地方自治評議会）において職位の 33 パーセントを女性に割り当てることを規定する。本規定の立憲性は、

K.Krishnamurthy における最高裁判所、対インド連合により支持された（2010 年）。³²

2.4.3 2013 年の USSD レポートは下記を加筆した。

「宗教的、文化的及び伝統的慣行及び概念並びに構造的な障害により、女性は男性と同じ土俵で政治職に参加することを阻まれた。それでもなお、女性は大臣（12 名）、議会議員... 最高裁判所のメンバー（2 名）、及び州首相（3 名ーデリー準州、タミル・ナド州、及び西ベンガル州）を含む多くの高いレベルの政治職に就いた。女性はあらゆるレベルにおいて全土にわたり、政治に参加した。」³³

2.4.4 2014 年 4 月 1 日の報告において国連特別報告者は以下のように明記した。

「政治事情及び公務における女性の参加に関して、国レベル及び地方レベルの双方において多大な課題が残る。列国議会同盟（InterParliamentary Union）によると、女性の議会への参加という点において、インドは 188 カ国のうち 111 番目に位置する。特別報告者は、議会の下院及び州の立法議会において女性に対し、全議席の 3 分の 1 を確保することを目指す議案はまだ通過していないと伝えられた。司法に関して、女性裁判官の割合は非常に低い。」³⁴

[目次に戻る](#)

2.5 女性に対する暴力

2.5.1 女性に対する暴力、その原因及び結果に関する国際連合特別報告者（国連特別報告者）は、2013 年 4 月 22 日から 5 月 1 日までインドへ出張した。2014 年 4 月 1 日付けの彼女の報告書において、以下のように意見が述べられた。

「女性に対する暴力は、2012 年 12 月 16 日の残虐な集団強姦及びニューデリーの若い学生の悲惨な死を受け、優先度の高い政治問題となった。インド内外で続いた憤り及び非難には、正義、責任並びに女性及び女兒に対する更なる保護を要求する広範囲にわたる市民の社会的動員が伴った。」³⁵

2.5.2. 国連特別報告者の報告書は以下のように続く。

「ヴァーマ（Verma）委員会は既存の基準となる格差を見直すために政府により設立された。同委員会の 2013 年 1 月の報告書には、公共スペースにおけるセキュリティの向上、及び家庭における保護、特に警察、司法、政治機関及び教育改革に関して、国内の性的暴力に取り組むにあたり、所見及び勧告が含まれた。勧告により、新たな法律の採択、とりわけ新刑法（改正）法令がもたらされた。これは酸攻撃を〔具体的な〕有罪判決と認識し、性的嫌がらせ、衣服のはく奪、のぞき見行為及びストーカー行為を意図して女性に対して暴行又は力による犯行を犯したことに對する罰則を規定し、人身売買の犯罪を導入し、及び強姦及び集団強姦を有罪とする。同法令は新たな有罪判決及び強力な制裁を導入しながら、法的枠組みを大いに改善した。

「しかしながら、採択された法律はヴァーマ委員会の勧告を十分に反映しなかった。係る暴力の根源及び結果に取り組むことを含め、女性に対する暴力に対する全体論的な手法を採用する機会は失われた。」³⁶

（ヴァーマ委員会は 2013 年 1 月 23 日にその報告書を提出した。その全文はここに閲覧できる。³⁷）

2.5.3 国連特別報告者は 2013 年 5 月 1 日にインドへの訪問を完結させるにあたり以下を指摘した。

「法律の規定と有効な実施との不一致は、一般的に警察の使用を介するか、護衛官を介するか否かを問わず、私が聞いた反復する苦情だった。犠牲者に対して法的、社会的、及び財政的支援を提供するために意図された規定にもかかわらず、多くの女性は自分たちの苦情を登録することができない。...その結果、女性の脆弱性が増し、更に、彼女らは法律に規定された利益をはく奪される。多くの利益を利用することに対して事案の登録の証拠が求められるためである。更に、国の中核となる精査義務として、暴力の防止はこの法律の実施において考慮されていない。

「数多くの積極的な発展にもかかわらず、受理された多くの提出物によると、インドの多くの女性の権利は標準的な状態である刑事免責により、侵害され続けているという不幸な現実がある。女性に対する暴力の事案に取り組むための改善メカニズムとして、たびたび仲裁及び補償の措置が用いられる。そのため、責任能力の義務は低減し、更に刑事免責の標準的な状態を育むことになる。

「州の実体が犯しているか否か、また国が容赦するか否かを問わず、家庭、コミュニティ、及び組織を含む異なる領域において直接又は間接を問わず、数多くの暴力の経験が私の出張中に共有された。暴力は平和時、紛争中、紛争後、強制退去の状況下などにおいて行われている。一般に立憲的権利の否定、平等、尊厳、身体の完全な状態、生活の権利及び特に、司法へのアクセスの権利の侵害は、多くの証言に共通のテーマだった。事実上の不平等性及び差別の原因と結果として生じる女性に対する暴力も、受理された数多くの提出物

において共通のテーマであった。

「インドの女性及び女兒に対する暴力は数多くの方法において明白であり、地理的な位置を含め、数多くの因子に基づき、普及率及び形態において多様である。一部の表明には、性的暴力、家庭内暴力、カースト制度に基づく差別及び暴力、花嫁持参金に関連する死、名誉の名における犯罪、魔女狩り、サティ、性的嫌がらせ、レズビアン、バイセクシュアル、及びトランスジェンダーの人々に対する暴力、強制及び早期結婚、水及び基本的な衛生の利用に対する否定、障害をもつ女性に対する暴力、性及び生殖の権利の侵害、男女産み分けの慣行、保護環境における暴力、紛争状況下の暴力などが含まれる。これらの暴力の表明は、女性が直面する差別及び不平等という複数の交差した形態において根差しており、彼女らの社会経済的地位に密接に結びついている。

「紛争関連の性的暴力の問題に関して、これらの暴力が国家の実体及び非国家の実体の両方の手において発生していることを認識することは重要である。受理された情報によると、国防軍（特別権限）法及びインド軍（ジャンム・カシミール州）軍事特別権限法（**Special Powers act**）（AFSPA）は、大抵の場合、幅広く横行している人権侵害は刑事免責となった。法律は国防軍がとりわけ女性市民に対して犯した人権侵害に対して、非軍事裁判所の有効な起訴から保護し、法の正当な手続きの権利を無効とする。

「インドでは、ダリット、アディヴァシ、その他の指定カースト、指定部族及び原住民少数団体出身の女性は、差別及び暴力という多様な形態の犠牲者となることが多い。保護目的の法的及び積極的差別是正措置法及び政策にもかかわらず、その現実には、政治的、経済的及び社会制度の根底に存在するものであり、彼女らはいくつかの最悪の形態の差別及び抑圧を経験する。それにより、世代を超えた社会経済的脆弱性が永続する。彼女らは強制退去の環境において生活することを余儀なくされ、強制労働の慣行、売春及び人身売買を経験することが多く、コミュニティ内でも権利の侵害を経験する。

「数多くの焦点において、子どもの結婚及び花嫁持参金に関連する慣行、魔術信仰、名誉犯罪、女性の魔女狩りなどの慣習的・宗教的な慣行、及び文化的及び宗教的少数派に対して犯される共同社会の暴力が強調された。

「インドにおいて女性の比率の減少についても懸念がある。

障害をもつ女性は、性的暴力、強制避妊及び/又は中絶及び本人の同意がない強制薬物治療などの数多くの形態の暴力を経験することが伝えられている。更に、差別、排除、及び社会的疎外という彼女らの経験は、より注目を集めること及び具体性の必要性を増幅させる。」

39

2.5.4 当時の国連特別報告者は 2014 年 4 月 1 日付けのその出張報告書において以下のよう
に意見を述べた。

「インドの女性に対する暴力は体系的で、公共及び民間の領域において発生する。それは家父長制度の社会的規範及びジェンダー間・ジェンダー内の階級の持続性により補強され

ている。女性は性に基づくという理由だけでなく、カースト、階級、能力、性的指向、伝統及びその他の現実などのその他の理由においても差別され、軽視される。それは、「ゆりかごから墓場まで」と一般に言及されるように、多くの者を一生涯、連続性のある暴力に晒すことになる。女性に対する暴力の表明は、インドの大部分の女性にとって現実である構造的及び組織的な不平等の反映である。」³⁹

（国連特別報告者の報告書における具体的な所見の詳細に関しては、以降の副標題の下に言及される。）

2.5.5 2014年6月6日、インド政府は4月1日の国連特別報告者の報告書に反応し、国連人権委員会に対する声明書において以下のようにコメントした。「...報告書が完全な客観性を欠き、手近な問題を過度に簡素化する傾向を呈しているという結論を導くような事案があまりにも多い...実証されていないが全面的に一般化する傾向は報告書において非常に高く、係る結論に至る一方で、問題への理解不足、又は目立った役割を演じる極端な偏見のいずれかの傾向がある。」

政府はとりわけ、インドの女性に対する暴力に関して「体系的」、すなわち、「民間の範囲における女性に対する身体的、性的及び精神的な虐待は国家及びコミュニティにより広く容認されていること」及び「強姦及び性的嫌がらせなどの性的暴力は全国にわたり蔓延しており」、「法律が一貫して実施されていない。すなわち、犯罪司法制度が国際規格にしたがった法の規則に基づいて完全に機能していない」こと、及び「犠牲者に提供される有効な補償が欠如していることは「女性に対して暴力が一般化している文化に寄与する要因」であるとラベル付けをしていることに意見の相違を表明した。⁴⁰

2.5.6 2013年、犯罪記録局（NCRB）は女性に対する309,546件の犯罪及び33,707件の強姦を記録した。⁴¹（パラグラフ2.6.5を参照のこと）NCRBは、係る犯罪に関して過小報告の可能性が高いと指摘した。⁴²

2.5.7 アムネスティ・インターナショナルは2013年9月の報告書において以下のように明記した。「女性に対する犯罪は未だに過小報告されている。当局は警察のトレーニング、改革、性的暴力の報告書をいかにして記録し、調査するかを変更するなど、ヴァルマ司法委員会（Justice Verma Committee）からの複数の漸進的な勧告をいまだに完全に実施していない。」⁴³

2.5.8 2013年の刑法（改正）法令は2013年2月3日に施行されたが、これは公務員（警察官を含む）が刑法で扱われている特定の犯罪を記録することを怠ったことに次いで、規定された通り調査することを怠ったことに対して刑事犯罪とする。⁴⁴

[目次に戻る](#)

家庭内暴力

2.5.9 2013 年 5 月 1 日に国連特別報告者は以下のように報告した。

「訪問中、私は女性の夫、又はその他の家族の手によるか否かを問わず、家庭内暴力を生き延びてきた多くの女性からおびただしい数の証言を聞いた。これらの女性の多くは根深く確立された家父長制度の規範及び男性優位、女性軽視の概念に結びつく文化的慣行を備えた家族環境の中で生活する。有効な救済の欠如、国家による女性に対する暴力からの保護及び防止対策の不履行、多くの女性の生活における男性への経済的依存性、及び発言する場合の排除及び軽視という社会的現実により、女性は頻繁に自分たちの現実の一部として暴力を受け入れることとなる。家庭の結束を保つことに関する国家主体による現在の焦点は、人権に基づく手法によるのではなく、福祉的/社会的手法において表明されている。経済的及び感情的な依存性、及び文化、伝統、及び宗教を虐待行為に対する防衛手段として用いることに関して、力及び力のなさに基づく関係性は考慮に入れられない。」⁴⁵

2.5.10 2005-06 年の全国家族健康調査 (National Family Health Survey) (NFHS-3) により、既婚経験のある女性の 37.2%がその結婚生活の間のある時点において、配偶者からの暴力を経験したことがわかった。⁴⁶ (NFHS-3 はその種の国家基盤の調査で最も直近のもので、NFHS-4 は 2014-15 年に実施されつつある。)

概算推定として、2012-13 年の国家統計局のデータによると、イングランド州 (England) 及びウェールズ州 (Wales) の成人女性人口の 30%が 16 歳以降、何らかの形態の家庭内百体を経験していた。⁴⁷

2.5.11 7 州において 18 歳から 49 歳までの 3,158 人の女性及び 9,205 人の男性に調査した、国際女性研究センター (International Center for Research on Women) (ICRW) 及び国連人口基金 (United Nations Population Fund) (UNFPA) が 2014 年に出版した研究によると、以下のことがわかった。

- ・調査された女性のうち 52%が、生涯で何らかの形態の暴力を経験したと報告した。
- ・男性の回答者のうち 60%が自分の妻/パートナーに少なくとも一回は暴力的な行いをしたと言った。
- ・暴力により統制力を発揮した男性は、年齢、教育状況、居住地及びカースト制度の地位において多様であった。教育を受けた 35 歳以上の男女は暴力を犯す又は経験することが少なかった。⁴⁸

2.5.12 2005 年の家庭内暴力女性保護法 (Protection of Women from Domestic Violence Act 2005) (PWDVA) は、2006 年 10 月に施行された。これにより、家庭内暴力の犠牲者は暫定的な保護及び居住命令、並びに補償及び保守を求めることができる。同法は配偶者

だけでなく、配偶者の家族メンバーによる虐待からも女性を保護する。女性に対する暴力の定義は、身体的、性的、心理的、口述的、及び経済的虐待にわたる。⁴⁹ 虐待を証明する証拠は全体的な割合において検査され、合理的疑いの余地のない証拠は求められない。⁵⁰ 目撃者がいない場合、状況証拠が検討される。⁵¹ 家庭内暴力の犠牲者は、警察ではなく、主に護衛官と対処する。PWDVA の実施は毎年、(国際女性研究センターと共同で) 弁護士団体女性の権利イニシアティブにより監視され、評価される。⁵²

2.5.13 USSD の 2013 年の報告書は、女性子ども省 (Ministry of Women and Child Development) が、任命された護衛官は全国に 6,483 名いるという報告を引用した。⁵³ 護衛官は行政長官に報告をする。⁵⁴

2.5.14 2013 年の USSD 報告書によると、
「法は、口述的、感情的、及び経済的虐待、並びに虐待のおそれを含む家庭内における女性に対する何らかの形態の虐待を保護することを規定する。法は、論争が続いている間、女性が配偶者又はパートナーとシェアハウスに居住する権利を認める。ただし、女性はパートナーの負担において代替宿泊所を求めることができる。また、法は女性に警察の支援、法的援助、シェルター、及び医療サービスに対する権利を与えるが、家庭内の虐待は深刻な問題に留まっている。法執行のセーフガードの欠如及び浸透する汚職により、法の有効性は限定されている。」⁵⁵

[目次に戻る](#)

花嫁持参金に関連する家庭内暴力

2.5.15 国連特別報告者の報告は以下のように意見を述べた。

「花嫁持参金に結びつく暴力及び殺人は全国にわたり警戒すべきものである...結婚は、直接的又は間接的に、妻及び/又は彼女の家庭から所有地又はその他の資産を獲得するために夫及び/又はその家族により行使されることが多い。その慣習は時間を経て進化してきた一方で、今日の花嫁持参金の支払いは、女性は負担となるという概念に基づく。また、特に貧しいコミュニティの中では、通常、花嫁の安全を保障することは極めて重要であると考えられている。花嫁持参金の支払いにもかかわらず、多くの女性及び少女は強制労働を強いられ、より多くの持参金を求める要求の一部として嫌がらせ、恐喝、性的虐待及びその夫及びその他の家族メンバーによる暴力の反復行為を経験した。」⁵⁶

2.5.16 2013 年の USSD 報告書は以下のように明記した。

「法は花嫁持参金の提供又は受領を禁じるが、家族たちは引き続き持参金を提供し、受け入れており、持参金の紛争は深刻な問題として残る。また、法律は持参金の要求の形態としての嫌がらせを禁止し、行政長官に保護命令を発行する権限を与える。NCRB[国家犯罪

記録局]によると、2012年に報告され花嫁持参金による死者は8,233人だった。大抵は持参金を出さないために姻戚の手による花嫁の死だった。ウッタル・プラデシュ州 (Uttar Pradesh) は持参金事件の死者数が2,244人と最も多く、1,275人のビハール州がそれに続く。しかし、多くの事件は報告されておらず、監視もされていないため、統計は不完全である。NCRBは、2012年に持参金死亡事件で当局は33,240人を逮捕し、4,296人に有罪の判決を下したと報告した。

「ほとんどの州は持参金禁止担当官を配置するが、ミゾラム州 (Mizoram) 及びナガランド州 (Nagaland) は配置していない。それは、これらの州では花嫁持参金制度が伝統的になく、事件はほとんど記録されていないためである。持参金禁止法はジャンム・カシ米尔州には適用されない。2010年、最高裁判所は全国の裁判所に持参金事件の死で起訴された人に対して殺人罪を課すことを義務化した。」⁵⁷

2.5.17 国連特別報告者は以下のように加えた。「持参金禁止法[2015年]は持参金に対する提供及び受領及び要求を禁じ、法の実施を確実にするために持参金禁止担当官を確立する...有効な実施の欠如に関する懸念が指摘された。」⁵⁸

[目次に戻る](#)

強姦

2.5.18 国連特別報告者は2014年4月1日の報告書の中で以下のように明記した。

「強姦及び性的嫌がらせを含む性的暴力は全国で広がり、公共及び民間の場において犯された...多くの対談者は公共の場、特に都市環境において、女性に一般的な不安感があつたと述べた。公共交通機関又は化粧室を使用しているか否か、又は木や水を採取する途中であるか否かを問わず、女性は性的暴力を含む襲撃のたやすい標的となる。性的暴力の犠牲者の多くは深い恥辱感を携えており、それは、彼女らが特に家族及びコミュニティにより経験した恥辱感及び排除感により更に悪化し、自殺に至ることもある。」⁵⁹

2.5.19 2013年のUSSD報告書は以下のように指摘した。

「法律は、女性が16歳に達すると、配偶者の強姦を除き、強姦を犯罪とする。罰則は2年間から終身までの投獄、20,418ルピー (\$333) の罰金、又はその両方に及ぶ。公的な統計は、強姦を国内で最も急速に発展した犯罪と指摘した。NCRB[国家犯罪記録局]は、2012年に全国の強姦の件数は24,923件だったと報告した...オブザーバーは強姦を過小に報告された犯罪とみなす。強姦犠牲者に対する法執行及び法的手段は不適切で、負担をかけすぎるばかりで問題に効果的に取り組むことができなかった。法執行担当官は時に折り、強姦の犠牲者とその襲撃者とを和解させるよう取り組んだ。一部の事案において、それは女性の強姦犠牲者をその襲撃者と結婚するように促した。医者は犯罪を報告した強姦犠牲者を、彼女らの性的履歴に関して推測するために「2本指検査 (two-finger test)」を用いて

更に虐待した。[2013 年]5 月に最高裁判所は、この慣行は強姦犠牲者のプライバシー権利を侵害するものと裁定し、政府により良い代替手法を提供するように求めた。

「[2013 年]2 月に通過した刑法改正法案は、強姦及びその他のジェンダーに基づく暴力に対する厳格な罰則を導入するために刑法を改訂した。

「ジャンム・カシミール州などの紛争状況の中にいる女性、及び下級カースト又は部族の女性などの脆弱な女性は、強姦又は強姦の脅しの犠牲者になることが多い。国家犯罪統計局は、他のカースト関係者と比較すると、強姦はダリットの女性に最も多いと報告された。」

60

2.5.20 2013 年の刑法（改正）法令は、犠牲者の性格又は過去の性的経験は法廷において、彼女が同意した証拠として受け入れられないと規定する（第 25 条）。また、彼女がその立証において同意しなかったと明言した場合、裁判所は彼女が同意しなかったと仮定する（第 26 条）。同法は夫婦間の強姦も犯罪として導入したが、それは配偶者が別々に生活しているか、妻が 15 歳未満の場合に限られる（第 9 条）⁶¹

2.5.21 2012 年 10 月の CEDAW に対する締約国の報告書によると、
「2008 年の刑事訴訟法（改正）法は、2009 年 12 月に施行されたが、強姦の犠牲者及び女性に対するそのほかの犯罪のための手続上のセーフガードを強化した。既存の法律からの著しい変更において、強姦の犠牲者は裁判所の許可を得て、州が開始した起訴を支援するために、彼女自身の選択の擁護に従事すると同時に彼女の利益が守られるように、法規にしたがって権限を与えられた。また、改正法はカメラがある法廷において女性犠牲者の供述の記録に関連するセーフガード及び彼女の身分の保護を規定する。強姦犯罪及びエスカレートした強姦に対する裁判は、できるだけ実践的であるように、女性の判事により実施されるよう求められる。また、2008 年の法律も、強姦及び子どもの性的虐待の事案の調査の完了に対し、3 か月のタイムリミットを義務化する。新たな節、357A は刑事訴訟法に挿入された...これは犯罪の犠牲者に対する補償を規定する。」⁶²

2.5.22 アムネスティ・インターナショナルは、報告された強姦の事案の 98 パーセント超において、犯人と容疑者が犠牲者だったとわかった 2012 年の調査を引用した。⁶³
警察の留置場及び刑務所の女性も参照のこと。

[目次に戻る](#)

酸攻撃

2.5.23 2013 年の USSD の報告書に以下のように記録された。

「女性に対する酸攻撃は死及び永久的な美観損傷をもたらした。例えば、7 月 21 日にマディヤ・プラデーシュ（Madhya Pradesh）のモレナ地区において、昔の恋愛関係にあった

者から酸攻撃を受けた後、28歳の女性が死亡し、他の3人がけがを被った。政府はジェンダーに基づく暴力及び一般的な襲撃において統計を維持したが、酸攻撃を細分類しなかった。

「酸は一般的に家庭の洗浄剤として用いられ、市場において広く利用されていた。最高裁判所は[2013年]7月18日に、全国の酸の販売を規制する命令書を発行した。政府は[2013年]8月に襲撃を防止することを目指したガイドラインを発行した。また、小売店において販売される酸について希釈及びライセンスの取得を要請するガイドラインを実施することを州に義務付けるよう動いた。酸を購入した者は身分証明書及び居住証明を見せることを要求される。また、ガイドラインは州に対し、酸攻撃の犠牲者に300,000ルピー(\$4,880)を支払い、犠牲者に政府系の病院において無償で治療するよう指導した。酸攻撃で告発された個人は最短10年間の収監、最高で終身刑となる。新たな規制は年末までに全ての州において完全に実施されなかった。また、実施された場合でも施行は一貫性がなかった。」

64

[目次に戻る](#)

強制結婚と子どもの結婚

2.5.24 2013年のUSSD報告書は以下のように明記した。

「法律[2006年の子どもの結婚禁止法]は結婚の法廷年齢を女性は18歳、男性は21歳と定め、裁判所に子どもの結婚を無効にする権限を与える。また、係る結婚を履行し、手配し、又は出席する人に対し罰則を設ける。法律は一貫して施行されなかった。属人法は一般法より早い年齢において結婚を許可する。これにより、一人の国際的なオブザーバーが扱いにくく、一貫性のないものと特徴づける法制度が残る。法律は18歳未満の女兒と21歳未満の男児との結婚を「違法」と特徴付けないが、法廷において係る結婚に挑むための理由を提示しながら、係る結婚を無効にできるものと認める。結婚時に未成年だった当事者だけが取消しを求めることができる。その当事者が未成年である場合、彼又は彼女の保護者が取消しのための請願書を出さなければならない。また、当事者は成人になったら申請することができるが、成人の年齢に達してから2年以内に申請しなければならない。国内外NGOによると、これらの制限はほとんどの状況において、結婚した未成年者を法的救済がない状態のままにした。

「2013年のUNICEFの世界子ども白書は、インドの女性の47パーセントは18歳未満で結婚したことを指摘した。UNICEF報告書によると、子どもとして結婚した女性は同国の高い乳児死亡率及び母性死亡率に寄与しており、オブザーバーは早期に母親になったものは毎年、6,000人の未熟な母の死亡に寄与したと疑った。

「[2013年]2月にカルナタカ高等裁判所は、子どもの結婚禁止法(PCMA)が、女兒が思春期に達したら結婚を許可するイスラム個人法の規定を無効にしたと裁定した。裁定は、PCMAはイスラム教徒に適用されないとの宣告を求めた17歳の女兒の父親により出され

た請願に応えたものだった。」⁶⁵

2.5.25 国連特別報告者はその報告書で以下の意見を出した。

「早期及び/又は強制結婚に関して、2006 年の子どもの結婚禁止法は、早期の結婚の全体の割合において何らかの減少をもたらした。しかしながら、係る結婚の高い普及率は、家庭内暴力、夫婦間の強姦又は早期の妊娠に関するか否かを問わず、女兒の生命を危険に晒し続ける。また、それは教育に対する権利及び子ども時代の享受に対する権利を含め、彼女らから数多くの人権を奪うことにもなる。」⁶⁶

「一部の積極的な展開にもかかわらず、特に刑法において法律における著しい格差がある。それにより、2006 年の子どもの結婚禁止法に規定される保護にもかかわらず、子どもの結婚がそれらが無効にできると宣言する慣行により、無効ではないとして許可される。」⁶⁷

2.5.26 インタプレスサービス・ニュースエージェンシーからの 2014 年 8 月の報告書によると、

「まれに起こるコミュニティの報告における厚い信頼性のため、法律は適切に施行されてこなかった。

「子どもの結婚を報告することが、投獄、家族にとっての恥辱、膨大な金銭的損失、及び女兒にとって未知の影響を意味するため、ほとんどの人はそのイベントを報告しに来ない。」と Khanna は話した...「その問題に加えて、子どもの結婚を止める必要性に鈍感である執行者又は警察の間に汚職がある。」[Sonvi Khanna は UNICEF と共に作業する慈善団体、ダスラ (Dasra) の顧問リサーチアソシエートである。]

「そのため、PCMA[2006 年の子どもの結婚禁止法]に基づく有罪判決が数少ないのは驚くにあたらない。

「[国家犯罪記録局]によると、2012 年の 169 件及び 2011 年の 113 件と比較して、2013 年中ではわずか 222 件が法の下に記録された。これらのうち、わずか 40 人は 2012 年に有罪となったが、2011 年には 76 人に対して措置が取られた。」⁶⁸

2.5.27 国連女性差別撤廃条約は、2014 年 7 月 14 日のその結びの声明において、「裁判官はたびたびイスラム教の個人法に基づいて未成年の女兒の結婚を認可し、[インド]の全ての結婚の登録を保証する法律はいっさい採択されなかった」という報告書に懸念を表明した。⁶⁹

[目次に戻る](#)

「名誉」犯罪

2.5.28 2013 年の USSD の報告書は以下のように述べた。

「いわゆる名誉犯罪は特に、全殺人件数の 10 パーセントまでにもなるパンジャブ州、ウッ

タル・プラデシュ州，ハリヤーナー州において問題となり続けた。これらの州は男女産み分けによる中絶のため，女兒の出生率も低かった。一部の事案において，殺人は法的権限をもたない選挙によらないカースト制度に基づく村議会，「khap panchayats」などの伝統的なコミュニティの高齢者による法定外の裁定により生じたものだった。名誉犯罪の統計は，多くの殺人が報告されておらず，家族により自殺又は自然死として受け流されてきたため，検証することが困難である。NGO は，ハリヤーナー州，パンジャブ州及びウッタル・プラデシュ州だけで，年間に少なくとも 900 件の名誉犯罪が発生したと推定した。告発された者又はその親戚により提供された殺人に対する最もよく使われる正当化は，犠牲者がその家族の意思に反して結婚したということだった。」⁷⁰

2.5.29 国連特別報告者は 2014 年 4 月 1 日付けのその報告書で下記のように指摘した。「名誉犯罪」は通常，家族メンバーにより，その多くはコミュニティリーダーと共犯して行われた。理由は，結婚を強制されたことに対する女性の拒絶及び女性の選択した男性が結婚したことへの報復から，予め決められた予期された服装規定に従うことへの拒否までにわたる。女性及び女兒は広範囲にわたる肉体的及び心理的虐待及び移動及び表現の基本的自由の否定に苦しみ，時に折り，「名誉」の名の下に殺される。」⁷¹

2.5.30 2011 年 4 月，インドの最高裁判所が「名誉犯罪」を「野蛮で恥辱的な殺人」であると述べ，州政府に対し，この慣行を「情け容赦なく根絶する」ように指示し，犯罪者に対して履行しない上級担当官は起訴されると警告した。⁷²

[目次に戻る](#)

障害をもつ女性に対する虐待

2.5.31 国連特別報告者によると，

「障害をもつ女性は，例えば公共の場，諸設備及び建物への適切な利用の不可などの複数の課題に直面し，公共において嫌がらせを経験することが頻繁にある...また，国有のシェルターにおいて障害をもつ女性に対して犯される暴力についても報告された。

「1995 年の障害者（平等の機会，権利の保護及び完全な参加）法は，障害をもつ人のための権限及び中央政府及び州政府及び地方機関の義務を列挙する。同法は，暴力の犠牲者である障害をもつ女性に特異的な需要に取り組むための規定を一切含まない。」⁷³

2.5.32 2014 年 12 月の報告書において，精神障害又は知的障害をもつ施設に収容された女性及び女兒に対する虐待に焦点をあてるヒューマンライツウォッチは，以下のように述べた。

「ヒューマンライツウォッチは，汚名，適切な政府のコミュニティベースのサービスの不足，障害についての認知度並びに障害をもつ家族及び個人に利用可能なサービスの欠如に

より、精神障害又は知的障害を持つ者たちは特に施設に収容されやすくなったと認めた。「彼女らはいったん施設に収容されると、精神障害又は知的障害をもつ女性は、長引く拘禁、不衛生な状態、無視、不本意の処遇、暴力などの一連の虐待に直面する。

「ヒューマンライツウォッチは、本人の同意なしに電気痙攣療法（ECT）を受けた 20 人の女性及び 11 人の女兒の事案を実証した...2013 年 2 月、拷問に関する国連特別報告者は強制された電気痙攣療法において全面的な禁止を課すよう全ての州に呼びかけた。

「収容介護施設に居住する女性及び女兒は、適切な一般的医療を利用できない。軽い病気さえ、職員は障害をもつ女性及び女兒を治療のために一番近い政府系病院に連れて行かなければならない。

「ヒューマンライツウォッチは、施設において介護職員の手により、肉体的、性的、及び口頭による虐待を受けた女性及び女兒の事案を実証した。職員の多くは適切に訓練されていなかった。

「インドにおいて司法の利用が多くの人々にとって懸念事項であり続ける一方で、特に恵まれない境遇の集団、障害をもつ女性及び女兒は独特の障害に直面する。ヒューマンライツウォッチが実証した施設の虐待の 128 事案のうち、いずれの女性又は女兒も FIR（供述調書－犯罪事件の最初の記録）を無事に申請できなかった、又は自分の意志に反して施設に収容されること、又は施設内で虐待を受けたことに対して是正機構に連絡できなかった。インタビューされた精神障害又は知的障害をもつ女性及び女兒のほとんどは、是正のための仕組みに気付いていかなかった。司法への訴えを阻む主な要因の一つは、介護職員への依存性である。」⁷⁴

2.5.33 国連女性差別撤廃条約は、2014 年 7 月に以下のように結論付けた。

「[委員会]は特に、知的障害をもつ女性が本人の同意なく不妊化されることを懸念する。同委員会は更に、障害をもつ女性が高い確率で、特に地方地域において貧困、教育の利用ができないこと、雇用及び医療サービスがない状態を経験し、公共の場及び諸設備の適切な利用の欠如を含む複数の課題に直面し、公共では頻繁に嫌がらせを経験し、政策決定過程から除外されることを懸念する。」⁷⁵

[目次に戻る](#)

ダリット及びアディヴァシの女性に対する暴力

2.5.34 2014 年 4 月 1 日、国連特別報告者はその報告書の中で以下のように明記した。

「ダリット⁷⁶及びアディヴァシ⁷⁷の「女性、及びその他の指定カースト及び部族出身の女性並びにその他の「進歩が遅れている階級」の女性は、複数の交差した形態の差別並びに暴力の犠牲者となることが多い。カーストに基づく差別はカースト内部における階級にも含まれるが、普及し、拡散し続ける。カーストに基づく差別の世代間の性質は、あらゆる領域において女性の除外、軽視及び不利益の生活に対し避難する。そうした女性の多くは

教育及び経済的な機会を否定され、拘束労働（負債の拘束）及び手動による掃除など、危険で保護されていない作業を行う。これらは双方とも強制労働及び近代版奴隷制度の形態と広くみなされる。女性は国内の手動清掃人の大部分を代表し、通常は指定カースト及び少数団体出身者である。拘束労働及び手動の清掃を根絶するために法律が採択された一方で、報告書及び対話者は、係る法律の実施において一貫した障害があり、問題の大きさを縮小する傾向があると指摘する。⁷⁸

2.5.35 国連女性差別撤廃条約は、2014年7月に以下の事項を結論づけた。

「委員会は、ダリットの女性及び指定部族出身の女性には法的な知識がなく、その権利に関する認知の欠如、及び法的支援の限定された利用のため、司法を利用するにあたり、複数の障害に直面することを懸念する。ダリットの女性及び指定部族出身の女性が直面する財政的、文化的及び物理的障害、婦人科及び母性保健サービスの利用、彼女らの出産届の手続きに関する限定された知識、並びに子どもの出生を登記し、出生証明書を取得することを阻む官僚的な妨害の存在及び財政的障害に対する懸念を指摘する。」⁷⁹

2.5.36 強姦の節で指摘された通り、国家犯罪統計局は、その他のカースト関連の犯罪と比較して、強姦はダリットの女性に最も多く報告した。⁸⁰ フリーダムハウスは、「ダリットはたびたび、土地及びその他の公共の文化的設備の利用を否定され、家主及び警察により虐待され、悲惨な状況下で労働を強いられる。」⁸¹ と報告した。

2.5.37 ヒューマンライツウォッチは2014年8月、インドにおける「手作業による掃除」、カースト、および差別に関する報告書で以下のように指摘した。
「南アジアでは個人および公共のドライトイレ及び蓋のない下水溝から糞便を手作業により洗浄する慣行が続いている。インドのほとんど全土において、一世紀古い封建主義のカースト制度に基づく慣習と一貫し、「手作業による掃除人」として伝統的に働くコミュニティ出身の女性は、未だに日常的に人間の排泄物を回収しており、それを籐のかごまたは金属製の桶に入れ、頭に載せて運び、定着地の郊外に廃棄する。
「こうしたコミュニティ[手作業による掃除に従事する人々]は...村においてトイレを掃除することを拒否することに対する報復としての社会的ボイコット及び経済的ボイコット、雇用を得るためにジェンダーやカースト制度に基づく差別、及び留保された政府の地位に任命されるために賄賂を支払うことを要求されるなどの汚職など、労働市場に参入するに当たり、多大な障壁に直面する。多くのものにとって、これらの障害は低レベルの教育及び市場向きのスキルの欠如により、悪化する。」⁸²

2.5.38 2014年6月の報告書において、アムネスティ・インターナショナルは以下のように明記した。

「当局の主な懸念は、ダリット...及びアディヴァシ...などの軽視されているカースト及びコミュニティ出身の女性に対する広範囲にわたる暴力事件である。女性に対する暴力に関して報告された事件の総数は、カースト、民族性、又は宗教により集計できないため、こうした集団出身の女性が暴力を報告する程度の完全な数字は未知数である。しかしながら、指定カースト（ダリット）及び指定民族（アディヴァシ）に対して犯された犯罪に関連する特別法があり、特定の犯罪はその法律並びにインド刑法の下に記録される。そうすると個別の数字が入手できる。2012年に国家犯罪記録局は、強姦についてダリットの女性に対して報告された件数 1,576 件、アディヴァシの女性に対して報告された件数 729 件を報告した。

「この推定数字は著しく過小評価されている可能性がある。活動家集団によると、ダリット及びアディヴァシに対する体系的な偏見により、女性に対する犯罪が効果的に報告され、調査され、告発される可能性は低いと言う。4つの州におけるダリットの女性に対する 500 件の暴力に関する 2005 年の研究により、暴力を経験した女性の 5 人に 2 人は、主に加害者の恐れ、又は社会的烙印、法律の無知、又は正当性を得られないという考えから法的救済を求めなかった。

「支配的なカーストのメンバーは、ダリットの女性及び女兒に対して、罰則、屈辱、及び権力の主張のための政治的道具として性的暴力を行使することで知られている。警察も支配的なカースト出身の加害者と結託して、ダリットに対する犯罪を記録又は調査しないことで犯罪を包み隠すことで知られている。

「この問題は、通常、村の社会的行為及び相互作用を規定するいわゆる「高位」カーストと呼ばれる男性たちだけで構成される選挙がない村議会「khap panchayats」の幅広い存在によっても悪化している。2011 年、インド最高裁判所はこうした panchayat を「いかさま裁判」と描写し、彼女らの法令は違法であると言った。しかし、これらの機関は存在し続け、法律を無視している。」⁸³

2.5.39 アディヴァシのコミュニティの状況に関する詳細については、CEDAW のために 2014 年 11 月に 3 つの NGO により準備された「シャドウレポート」を参照のこと。⁸⁴ 国別情報及びガイダンスレポート、インド：保護の主体、及び国内移住を含む背景情報：第 2.9 節：「指定カースト」及び「指定民族」も参照のこと。

[目次に戻る](#)

家庭内労働者

2.5.40 2013 年 5 月、国連特別報告者は以下のように意見を述べた。

「家庭内労働者に関して、私はこれら女性及び女兒が直面する数々の暴力の拮据りに狼狽した。彼女らの多くは、しばしば移民や未登録の女性だが、強制労働及び囚われの身にまでなり、多くの場合、敵対的な環境において働き、軽視され、不十分な規制の中で、低

賃金であった。証言によると、彼女らは適切な身分証明書を持たないため、国が供給する基本的なサービス及び資源を利用することを拒否され、これを利用に対する障壁と考える。彼女らはたびたび、雇用主及びその他の者により、性的嫌がらせ及び虐待などの様々な暴力行為の犠牲者であった。」⁸⁵

2.5.41 国連特別報告者は2014年4月の報告書において以下のように指摘した。

「家庭内労働者として雇われた女性は...不十分に規制された労働市場で作業する...虐待する雇用主の容易い標的となり、安い給料の見返りとして長時間働かせられ、たびたび休みの日の給与も差し引かれる。多くは雇用主のトイレを使用することを阻まれ、人前で排便や入浴をすることを強いられ、様々な形態の嫌がらせ、及び暴力の対象となる。」⁸⁶

2.5.42 2013年に採択された職場における女性の性的嫌がらせ（防止、禁止、及び改善）法は、家庭において雇用された家庭内労働者を取り扱い、苦情の仕組み及び安全な労働環境を提供するために雇用主の義務を設定する。⁸⁷

[目次に戻る](#)

警察の勾留中及び収監中の女性

2.5.43 2013年のUSSD報告書によると、

「警察の勾留中を含め、警察が女性を強姦したという報告が引き続きあった。NGOは、NHRC[国家人権委員会]が、警察が犯した強姦の件数を過小に推定したと述べた。一部の強姦犠牲者は、特に加害者が警察官又はその他の当局者であった場合、監視及び説明責任の欠如と相まって、社会的恥辱及び報復行為の可能性のため、前に進み出る、又は犯罪を報告することを恐れた。NHRCは警察官が関与する強姦の事案を調査する権限を有する。」

88

2.5.44 刑務所の状態に関して、国連特別報告者は以下のように指摘した。

「管理監督環境において女性に対する暴力は懸念事項としてあり続ける。2012年において、20の女性の刑務所及び21の若年犯罪者の社会復帰センターがあった。更に、売春婦のための社会復帰センターがある。全国の全ての受刑者の4.4パーセントが女性である。女性受刑者は全土に拡散しており、拘留中に家族との関係を保ちたい者はそうすることができるようにすることを目的とした国際規格の侵害は頻繁にあった。ジェンダーに関連する殺人を含む受刑者の安全を保障するための適切な保護措置の欠如について懸念が提起される。2012年に、女性受刑者のうち55人の死亡が記録された。そのうち8人は自殺だった。また、限られた資源のため、受刑者のための医療サービスを含む基本的なサービスを利用することができないとも報告された。」⁸⁹

2.5.45 2013 年の USSD の報告書は、国家女性委員会が女性の生活状態を評価するため、刑務所を訪れたと指摘した。国家人権委員会は、事前に告知せず州の刑務所を訪れ、国際赤十字委員会（International Committee of the Red Cross）（ICRC）はジャンム・カシミール州の司法拘留中の抑留者を訪れた。⁹⁰

国別情報及びガイダンスレポート：インド：刑務所の状態を参照のこと。

[目次に戻る](#)

軍事紛争地域にいる女性

2.5.46 2014 年 4 月 1 日の報告書において国連特別報告者は次のように指摘した。

「ジャンム・カシミール州及び北東部の州などの軍事[紛争]地域に居住する女性は、彼女らがいる場所が家又は人前を問わず、強迫及び監視が絶えずある状態で生活する。書面及び口頭の両方による証言により受理された情報は、国の治安部隊のメンバーと疑われる者による集団強姦、並びに強制された失踪行為、殺人及び拷問行為や粗悪な扱いを強調した。これらは反政府派及び暴動を脅かし、対抗するために用いられた。証言は、外傷後ストレス障害、恐怖精神病、及び重度の不安感などの精神障害を含め、女性の身体的健康に負の影響を与えるような状況において、女性の健康に関する状況の影響を強調した。更に、移動、結社及び平和集会の自由はたびたび抑制された。そうした地域を支配する特定の法的枠組み、別称、治安部隊（特別権限）法及びその類似法により、適正手続きの権利を無効にし、刑事免責の環境及び市民による恐怖及び抵抗の双方の文化を育む。」

武装した反乱者が活発であるインドの様々な紛争地域の場所及び状況に関する詳細は、国別情報とガイダンスレポート、インド：保護の主体及び国内移住などの背景情報を参照のこと。⁹¹

2.5.47 2014 年 7 月に国連女性差別排除委員会は以下のように結んだ。

「(カシミール州、北東部、チャッティースガル、オディシャ及びアンドラ・プラデシュ州) 紛争の影響を受ける地域的女性に対する強姦及びその他の形態の性的暴力、強制失踪、殺人及び拷問行為及び粗悪な処遇などの報告された[非国家主体又は国家主体による]高いレベルの暴力について、委員会は非常に懸念している。特に、以下の事項に関しての懸念が提起される。

「(a) 治安部隊のメンバーを告発するため、政府による事前の承認を要求する治安部隊（特別権限）法の規定、及び治安部隊の行為について申し立てをする女性に対する報復の高いリスク、

「(b) 散在する地域社会の暴力、彼女らの不安定な生活状態及び深刻な人権侵害への暴露の結果、特に北東部における強制退去された女性及び女兒の膨大な数、及び強制退去のサイクルのあらゆる段階におけるジェンダーに敏感な介入の欠如...

「(d) 紛争の影響を受けた地域において性的暴力の犠牲者となった女性及び女兒に対する

医療，心理学的，法的及び社会経済的支援を提供する機関の欠如。」⁹²

地域社会（宗教的に動機付けられた）の暴力

2.5.48 女性には特に地域社会の暴力又は暴動の出来事において脆弱である。マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（Minority Rights Group International）は2014年7月に次のように述べた。「ウッタル・プラデシュ[州]において，[2013年]9月に2人のヒンドゥー教徒と一人のイスラム教徒を殺害された激しい口論の後，暴動が勃発した。暴動がその地域全体に広がると，60人が殺害され，何千人もが住む場所を失ったが大部分がイスラム教徒だった。イスラム教の女性は集団強姦及び性的暴行の対象となったという報告もあった。4人の政治家がその暴力を煽ったことで逮捕された。そこには，インド人民党（Bharatiya Janata Party）（BJP）の2人の国会議員が含まれていた。」⁹³ 国連特別報告者によると，

「イスラム教徒及びキリスト教徒を含む宗教的少数派に対する地域社会の暴力について繰り返される出来事において共有された数多くの証言は，そうしたコミュニティで生活する女性の強い不安感及びトラウマを反映する。その宗教的なアイデンティティのため，女性が体験したものには，裸にされ，焼かれ，膣に挿入された物体で襲われ，多種多様な方法で性的に暴行されたことなどがある。そうした犯罪の加害者は通常権限を持つ地位に就いており，罰せられないことが多かったと報告された。」⁹⁴

インドにおける宗教的に動機付けられた暴力に関する詳細は，国別情報とガイダンスレポート，[インド：宗教的少数派](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)

その他の形態の暴力，虐待及び嫌がらせ

職場における性的嫌がらせ

2.5.49 職場における性的嫌がらせに関して，国連特別報告者は以下のように指摘した。「職場において性的嫌がらせに取り組むための法的措置は制定されている。2013年の職場における女性の性的嫌がらせ（防止，禁止及び改善）法は，性的嫌がらせを包括的に定義する...それは10名以上の従業員がいる全ての職場において申し立て委員会を提供する。さらに，虚偽又は悪意のある申し立ての場合，罰則が処方される一方で，同法は適切な証拠を提供できない犠牲者又は申し立てを立証できない犠牲者が再び犠牲者とならないように求める。」⁹⁵

2.5.50 2013年のUSSDレポートは以下のように意見を述べた。

「[2013年]2月に議会は職場における性的嫌がらせ法を通過させた。同法は，職場における女性の嫌がらせを防止するために，1997年に最高裁判所により発行されたガイドラインに

基づくものである。同法律は、公式セクター及び非公式セクターの両部門において家庭内労働者及び農業労働者に適用される。50 人を超える従業員を雇う全ての国の省庁及び機関は、性的嫌がらせの問題に対処するための委員会を設置するよう要求される。法律により、性的嫌がらせには、肉体的接触及び口説き、性的接待の要求又は依頼、性的な意味を帯びた意見を述べる又はポルノ写真（映画）を見せるなど、1 つ以上の不愉快な行為又はふるまいが含まれる。罰則は最高 50,000 ルピー（\$813）の罰金である。

「NCRB によると、2012 年に 9,173 件の性的嫌がらせの事件が報告されたが、これは 2011 年の 8,570 件から 7 パーセントの増加である。2012 年には 45,351 件の性的虐待があったが、これは 2011 年の 42,968 件から 6 パーセントの増加である。強姦及び性的虐待の事件は社会的抑圧のため、大方は報告されないままであった。」⁹⁶

売春婦の虐待

2.5.51 国連特別報告者は更に次のように述べた。「売春婦は、身体的襲撃、及び顧客、家族メンバー、コミュニティ及び国家当局などから一連の虐待に晒されている。多くの売春婦は強制的に勾留され、社会復帰する。また、一貫した法的保護の欠如にも直面する。多くは HIV/AIDS 及び性感染症に対する治療のためのものを含む基本的な医療サービスを利用することにおいて課題に直面する。」⁹⁷

女性器の暴力的な切除（FGM）

2.5.52 2013 年の USSD レポートは、人権グループが女性器の暴力的な切除（FGM）の慣行がインド西部に位置するコミュニティ、Dawoodi Bohra Muslims の中で普及していたと引用した。⁹⁸CPIT は、インドにおける他のいずれかの個体集団内で FGM のかなりの出来事があることを示すための証拠を認知しない。

その他の違法な伝統的慣行

2.5.53 特別報告者は、処刑を含め、「魔女」とレッテルを貼られている女性に対する暴力の残忍な行為に関して伝えられた。彼女は次のように述べた。「これらの女性に伴う汚名、及び彼女らのコミュニティの中で経験する拒絶は、様々な暴力を導き、正当性を獲得するための障害となる。係るレッテル貼りは何世代にもわたり、家族メンバーに影響を与える。」

⁹⁹

2.5.54 サティ（妻の殉死）、又は彼女の夫の火葬用の薪の山において焼身自殺をする未亡人の慣行は、今は 1961 年のサティ（防止）条約法（Commission of Sati (Prevention) Act）¹⁰⁰の下に違法であり、近年はわずかにまれに起こるだけである。¹⁰¹

2.5.55 2013 年の USSD レポートは、インドの一部の地域においてヒンドゥー教の神々と

の象徴的な結婚に捧げる女性及び女兒は、僧及び寺の檀家の手による強姦又は性的虐待の出来事の対象となったと伝えられている。」¹⁰²

若年未婚女性（スマンガリ，Sumangali）方式

2.5.56 2013 年の USSD レポートによると、

「スマンガリ方式」は推定 12 万人の若い女性に影響を与えた。タミル語で「幸福な既婚女性」にちなんでつけられた 3 つの計画は、ある形態の社会的虐待だった。また若い女性又は女兒が花嫁持参金のために金銭を得るために働いた奴隷労働だった。お金なしでは彼女らは結婚することができない。30,000 ルピーから 56,000 ルピー（\$488 から \$910）までの範囲にわたる約束した一括補償は、3 年又は 5 年までの雇用から終わりまで保留にされる。ただし、係る補償は時に折、その期間の終わりにはその一部または全額が支払われないことがある。何年もの奴隷労働中、女性は深刻な職場の虐待、移動及びコミュニケーションの自由に関する厳格な制限、性的虐待、性的搾取、性的目的の人身売買、及び死に晒された。スマンガリ奴隷労働の大部分は SC から由来し、それらのうち、ダリットは...更なる虐待に晒された。スマンガリの工場には労働組合は許可されておらず、ほとんどのスマンガリ労働者は報復を恐れて虐待を報告しなかった。」¹⁰³

[目次に戻る](#)

2.6 女性への暴力に対する警察及び司法の姿勢及び対応

保護主体の一般情報に関しては、国別情報とガイダンスレポート、[インド：保護の主体と国内移住を含む背景情報を参照のこと](#)。

2.6.1 インドの 29 の州及び 7 の連邦直轄領の各々には、その独自の個別の警察部隊、口頭裁判所及び下位裁判所がある。結果的に、警察の訓練、行為及び能力は州ごとに異なる。インドに関する米国国務省の 2013 年人権報告書は、「法施行及び治安部隊の有効性は全土で大幅に異なった」と確認した。¹⁰⁴

2.6.2 2013 年の USSD 報告書は、「警察当局、特に小規模の町において、特に女性に対する犯罪の事件が影響力のある人に対するものである場合は、その事件を記録することを渋った」と指摘した。

2.6.3 2014 年 4 月に国連特別報告者は以下のように述べた。

「公正な裁判権、法の前の平等及び法の平等な保護は、女性に対する暴力の事件を警察に報告することをはじめ、数多くの課題に影響を与えた。多くの対談者は、犠牲者は警察に報告することを阻止されることが多く、多くの女性は報復のおそれ又は適切なシェルター及び生計を立てることの保障の欠如のため、申し立てをしなかった。伝えられるところに

よると、警察、家族メンバー又はコミュニティリーダーにより、非公式な論争の紛争解決の代替案がたびたび求められる。多くの対談者は、犠牲者に対する法、家屋、セキュリティ及び財政支援措置の完全又は一部の欠如を述べた。安全な状態で、適切な生活水準を保ちながら公式に申し立てを報告し、たびたび長期にわたる司法手続きにより続行することは、多くの女性にとって選択肢とはならない。」¹⁰⁵

2.6.4 国家犯罪記録局¹⁰⁶によるデータによると、2008年以降、警察に報告された（及びFIR（供述調書－犯罪事件の最初の記録）に記録された）犯罪事件、とりわけ女性に対する強姦及びその他の犯罪に関して、その数においてかなりの増加があったことを示す。下記の数字も暴力的及びその他の深刻な犯罪の調査で高い割合で、公式に容疑者が告訴され（事件簿に記載されたもの）、裁判に進む事件に至ったことを示す。（容疑者が警察に告訴されると、事件が裁判に進むことのための十分な推定的証拠があるか否かを判断するのは裁判所の検察官となる。）

	報告された事件 2008 年 ¹⁰⁷	報告された事件 2013 年 ¹⁰⁸	事件簿に記載された%（2013 年）	有罪判決の割合 （2013 年） %
殺人	32,766	33,201	87.1	36.5
強姦	21,467	33,707	95.4	27.1
全ての暴力犯罪	228,663	300,357	83.3	25.4
女性に対する犯罪	195,856	309,546	90.5	22.4

*注：殺人及び強姦は「全ての暴力的な犯罪」に含まれる。「女性に対する犯罪」の数字は強姦、殺人及びその他特定の暴力犯罪を除外するが、家庭内暴力、性的嫌がらせ、人身売買、等を含む。

比較のため、2012-13年の間にイングランド州及びウェールズ州で警察に報告された強姦事件の31パーセントは公訴局（Crown Prosecution Service）に送られた。その年に裁判所に持ち込まれた強姦事件の63.2パーセントは有罪判決となった。¹⁰⁹

2.6.5 2014年4月の国連特別報告者の報告書は以下のように述べた。

「警察及び司法における女性の割合は著しく低く、それにより女性の問題に対する注意は欠如することになる。時間の取り扱いに関する警察官、検察官、司法官及び関連公務員の深く刻み込まれた男性支配的な態度は、犠牲者が報告しないこと、申し立てを控えること、及び証言しないことに拍車をかけることになる。また、非公式の司法官としての役割を担うKhap Panchayats[「村の裁判所」]の村の多くのリーダーの態度及び偏見は、家族間での事前に調整された解決を導くことが多く、そのため犠牲者に有効な補償を提供しないことになる。暴力事件を含む女性の懸念事項に取り組み、調査段階において求められる支援

及び保護を提供するための女性専用の機構をもつ警察署は少ない。警官により犯された虐待に対する刑事免責及び市民による監視の必要性が強調された。

「また、性的暴力の犠牲者に対する「2本指検査」などの医療検査及び法医学検査を低下させる慣行を含め、証拠を収集することについても懸念が提起された。2011年に医療サービス局長により公式にこの慣行が停止され、また2013年の最高裁判所の判決で犠牲者のプライバシー権利の侵害だと烙印を押されたにもかかわらず、検査は犠牲者の同意なく行われることが多い。

「特別報告者は、暴力行為の女性の犠牲者及び目撃者が適切な安全対策及び司法手段により確実に恩恵を得られるようにするための一部の州における司法制度による失敗についての苦情を聞いた。事件の調査及び加害者の罰則を回避するための意図的な試みにおいて、女性が強制行為及び脅しに晒される対象となっているという数多くの申し立てが受理された。

「特別報告者は、性的暴力及び地域社会の暴力の犠牲者を含め、暴力の女性犠牲者を裁判所が刑法により禁じる事件について伝えられた。また、法的援助、憲法第39条Aに保証された権利は実際には女性、特に貧困女性及び軽視された女性に対して平等に付与されなかったことは繰り返し、懸念事項として提起された。」¹¹⁰

「障害をもつ女性に対する暴力への対応は、精神的、身体的、感受的又は知的であるか否かを問わず、機能障害の種類に適応しないことが多い。」¹¹¹

2.6.6 2013年の刑法（改正）法令は、2013年2月3日に施行されたが、公務員（警官を含む）が刑法においてある特定の犯罪を記録せず、次いで規定の方法において調査しなかったことに対し、刑事犯罪であるとした。¹¹²

2.6.7 2013年のUSSD報告書は以下のように記録した。

「州政府は女性に対する暴力を防止するための措置をとった例えば、2012年12月、西ベンガル州のMamata Banerjee州首相は、同氏の政府は女性に対する犯罪に対処するために州全体にわたり65の全て女性から成る警察署を創設すると発表した。こうした警察署の10は[2013年]年末までに運営された。[2013年]年1月、西ベンガル州の閣僚は、女性に対する暴力事件において迅速な司法を提供するためのステップを特定するため会合を開き、タイムリーな審問に焦点を置く88の恒久的な「迅速な」法廷を設立することを採決した。年末までにこうした法廷がいくつできるかに関する情報は得られていない。

「[2013年]年1月、コルカタ高等裁判所の裁判長は、西ベンガル州で女性に対する犯罪率が最も多く報告された地区、Maldaにおいて最初の女性裁判所（女性判事及び職員は女性に対する犯罪を専門に対処する）を開設した。」¹¹³

2.6.8 2013年1月にその報告書を発表したヴァーマ委員会は、女性に対する犯罪に関連す

る事件の管理において特定の改革を推奨した。これらには、レイプ・クライシス・セル(Rape Crisis Cell), すなわち全ての警察署が出入り口及びインタビュー室に CCTV を置くこと、申し立ては FIR ((供述調書ー犯罪事件の最初の記録)) のオンラインに申請することができること、警官は犯罪の管轄区域にかかわらず、性犯罪の犠牲者を支援する義務を負うこと、また警察は性犯罪を適切に取り扱うように訓練されることが含まれた。¹¹⁴

[目次に戻る](#)

2.7 独身女性

2.7.1 カナダ移民・難民委員会 (IRB) は、2008-2011 年を扱った 2013 年の報告書において、次のような様々な外部情報源を引用した。

「2001 年のインドの国勢調査により、インドには未亡人、離婚者又は夫と別居している女性がおおよそ 3600 万人いると報道筋は報告する...全国独身女性の権利フォーラム

(National Forum for Single Women's Rights) は、これらの独身女性は社会から否定され、連邦政府により無視されるような扱いを受けていると示す。例えば、未亡人は「深い社会的烙印」...「社会的軽視」...及び姻戚による「無慈悲な」処遇に直面するとされている。

「女性問題に関して報告する日営利のインターネットベースのニュースサービス、女性の e ニュースは...未婚の女性又は夫から去られた女性は一般に、「目に見えないように生活し、多くの場合、無情な家族の慣行に翻弄されている」と説明する。

「しかしながら、報道筋は、インドの経済は急速に成長しており、都市で働く若い、独身女性の数の増加を招いているとも示す...これらの女性は過去と比較するとより多くの自由及び機会をもつ...」¹¹⁵

経済的な関与も参照のこと。

2.7.2 カナダの IRB 報告は以下に続く。

「報道筋によると、インドの女性は伝統的に両親と生活することから結婚して夫...及び夫の家族と生活するようになる。家族から離れて暮らす独身女性は、特に彼女らの家族が同じ町に住んでいる場合に「社会的及び家族的烙印」を押される、と[2010 年、著者 Reena Patel は]記述する。彼女は、独身女性が注視される疑念により、住居を利用することが困難になると加える...

「インドの女性子ども省によると、安全な住居を見つけることは雇用を求めて大都市に移動する女性にとって「重要な」問題の一つである...報道筋及び学術的情報源は、都市部において、アパートを借りようとする独身女性が直面する困難に関しても報告する...[ミシガン大学における女性研究と政治科学の教授は 2011 年に]、住居を利用することが中間階級及び高所得の独身女性(離婚した女性及び未亡人を含む)にとって「著しく改善している」一方で、女性の性の周りには社会的及び文化的な大きい障壁が立ちはだかっていると述べ

た。単独で居住する女性は疑惑の評判をもつとみられ、住居を利用するために家族を保証人にさせなければならない場合がある...下層のカースト環境又は低収入集団出身の女性には、カースト差別という更なる負担があり、住居を利用するための財政手段を有さない場合がある。これは、ジェンダーの障害と交わる更なる差別の障壁に直面するイスラム教徒の女性にも当てはまる...

「住民の 60 パーセントがスラム街で暮らすデリーでは...伝えられるところによると、教育又は雇用のために他の地域から到着した女性には、適切な住居がない。適切な住居を見つけることは、住民の 50 パーセントがスラム街にクラスムンバイにおいても問題である...ボストンを拠点に置くインターネットニュースエージェンシー、グローバルポストは、ムンバイの独身女性は彼女らにアパートを貸すことを厭わない家主を見つけるのに苦労していると報告する...Patel は...一部の家主は、独身女性が売春婦又はバーのダンサーだと疑うと指摘する...報道筋も係る概念により、独身女性は近隣による監視の目に晒され、独自に生活すること結果となることを指摘する...

「ニューデリーを拠点とする弁護士集団女性権利イニシアティブのディレクターは次のように言った。「家庭内暴力の犠牲者は...その多くが結婚後、及び時々、暴力関係になった結果、金銭的な独立性を失うため、住居の選択肢を利用することが困難である」...係る女性は夫から離婚されることが多く、両親に依存せざるを得なくなるが、親は彼女らを支えることを厭う場合があると彼女は指摘した。

「インドの女性子ども省によると、1972 年以降、政府は働く女性に簡易宿泊所を建設するため、女性の福祉又は教育に従事している NGO 及びその他の組織に資金を援助した...簡易宿泊所は独身の働く女性、未亡人、離別した女性又は離婚した女性、ふるさとを離れて生活する、又は夫が出張していない働く女性、職業訓練を受けている女性、及び専門的なプログラムを学習している女性たちに安全で手頃な価格の住居を提供するために意図されている...

「インド全土では 887 か所の働く女性の簡易宿泊所があり、およそ 65,000 人の女性に宿泊を提供していると伝えられている...女性は最長で 3 年間、宿泊所に滞在でき、例外的な状況において延長もあり得る...省庁によると、簡易宿泊所は子どもたちをもつ住人に対し、デイケアセンターを備えている...反対に、女性研究と政治科学の教授は、中流階級の働く女性のための簡易宿泊所は「一般に子どもたちのための宿泊所をもたない」と述べた...

「[インドの]計画委員会 (Planning Commission) によると、働く女性の簡易宿泊所は主に都市に位置しているが、どの地区にもみられるわけではない...特により小さい町において、これらの簡易宿泊所はより多くの需要があると報告されている...計画委員会は、簡易宿泊所の基本的な施設を「劣悪な質」とであると特徴付けた。また、ほとんどの簡易宿泊所の衛生状態は「非常に悪い」と指摘した...同委員会は、簡易宿泊所は女性居住者に適切な医療サービスの便宜を図らない...女性研究と政治科学の教授は、働く女性の簡易宿泊所は「一般に独身の雇用された女性、特に中流の出身者を受け入れる」と述べた...

「インドの女性こども省は、「困難な状況」にあるが、その家族から支援をしてもらっていない「軽視された」女性及び女兒に対して、宿泊、食料、衣服、カウンセリング及びサービスを提供することを目的とする Swadhar シェルターホームにも資金援助する...政府は軽視された女性に技術トレーニングを提供する訓練雇用プログラム（STEP）に対する支援など女性のためのその他のプログラムも提供する...」¹¹⁶

2.7.3 国連女性（UN Women）は 2013 年 6 月に次のように報告した。「特定のカテゴリーの独身女性、例えば高齢女性、未亡人、見捨てられた女性、又は貧困者女性、ホームレス及び障害、HIV 及び AIDS 又は汚名や差別と関わるその他の健康状態をもつ女性は極端に貧困に晒されやすいことがわかった。」¹¹⁷

2.7.4 インドにおけるシングルマザーの中での研究が 2009 年に（インド）社会科学ジャーナルに発表されたが、とりわけ、
「インタビューされた回答者[シングルマザー]の 52 パーセントは働いており、48 パーセントは職を持っていなかった。回答者の 98 パーセントは結婚前に家の外で働いたことがなかった。

「財政難は、シングルの親の家族のほとんどに常にある状況である。食料、衣服、学費などの子どもたちの基本的ニーズを満たすこと、以前の生活水準を保つこと、及び個人の支出を賄うことは難しくなる...

「...シングルマザーの 36%は財政難のときに親戚の助けを借り、彼女らの 22%は自分の自尊心を傷つけるかもしれないため、誰にも助けを求めなかった...彼女らの 20%は自分の親に助けを求め、16%は近隣の人に、6%は友人に、6%は非政府組織に助けを求めた。わずか 2%だけが財政難のときに姻戚に助けを求めた。」¹¹⁸

2.7.5 ウェブサイト上のアイ・ラブ・インドの「シングルマザー」の選択と題した記事において、次のような意見があった。「政府及び民間の雇用主はシングルマザーに出産給付を拡大し始めた。彼女らはデイケア施設及び税金の軽減が提供された。彼女らが要求すれば、労働時間さえも縮小される。」同ウェブサイトはその「シングル養育」の中で、インドのシングルマザーに実践的なアドバイスを提供する。¹¹⁹

[目次に戻る](#)

2.8 レズビアン、バイセクシュアルの女性とトランスジェンダーの人々

国別情報とガイダンスレポート：[インド：性的指向とジェンダー・アイデンティティを参照のこと。](#)

2.9 女性が利用できる援助

2.9.1 南アジア女性ネットワーク¹²⁰は、デリーディレクトリー (Delhi Directory) のように、女性にアドバイスを与え、支援するインドの組織の一部を列挙する。¹²¹

2.9.2 2012 年 10 月の締約国の CEDAW に向けたレポートは次のように記録した。
「[女性子ども省は]困難な状況にある女性を支援するために...短期滞在型宿泊所及び Swadhar ホームを運営する。これらは救済された人身売買された女性/女児、又は売春宿やその他の場所からの逃亡者、自分の家族から見放された性的犯罪の犠牲者の女性/女児又は様々な理由によりそれぞれの家族の下に戻ることを望まない女性/女児たちに提供される。331 の Swadhar ホーム及び 342 を超える短期滞在型宿泊所が国の異なる場所において運営されている。」¹²² (シングル女性の節も参照のこと)

2.9.3 2012 年 12 月、国連女性の「女性のためのシェルターサービス」に関する報告書は、次の適格規範について懸念を表明した。
「ほとんどのホームは子どもをもつ女性を滞在させない。そうする場合でも、許可されるのは 8 歳までの子ども及び多くて 2 人までの子どもたちである。子どもたちが 8 歳を超えている場合、女児のみが母親と滞在することが許される。しかし、現実には多くの女性はその子どもたちを同伴させており、そのため、彼女らの数、性及び年齢にかかわらず、女性とその子どもたちのいずれにも安全なシェルターを保証することが重要である。さらに、社会福祉省による命令は、女性に家に連絡をとることを求める。しかし、緊急の時ににおいて、特に女性に対する暴力事件において、対応するために命令書を発行する官僚的な制度を待つことは不可能である...現場レベルの経験は、多くの SSH[短期滞在型宿泊所]及び Swadhar ホームには適切なインフラが欠落していると示唆している。また、衣服、食料、医療施設、等の住人に提供されるサービスの質に関連する懸念事項もある。」¹²³

2.9.4 また、非政府運営のシェルターの、一部で職業訓練及び作業も提供するものもある。いくつかは国際基金を受理する。例えば、ワーク+シェルターセンター¹²⁴及び Sambhali トラスト¹²⁵及びシェルタートラストは主にイスラム教徒の女性に対するものである。¹²⁶

2.9.5 国連特別報告者は、「電話ホットラインは利用できるが、通常、多くの女性にとっての最初の連絡先は警察となっている。」と指摘した。¹²⁷

2.9.6 2013 年の USSD レポートは次のように加筆した。「女性子ども省はこれらの社会サービスを確立するためのガイドラインをもっているが、資金、人材、及び適切なトレーニングのためサービスは限定されており、利用できるのは主として都市部のみである。同省は、国全体で警察部隊に任命された護衛官は 6,483 人だったと報告した。」¹²⁸
人身売買の犠牲者が利用できる支援に関する情報は、下記の人身売買も参照のこと。

2.10 人身売買

パラグラフ 1.3.2 に含まれる人身売買の犠牲者（容疑者）に関連して、本ガイダンスは本 CIG に含まれることに留意すること。

2.10.1 国連特別報告者は、その 2014 年 4 月 1 日の報告書の中で以下のように述べた。
「インドの国内外を行き来する女性及び女兒の人身売買は広範囲にわたると報告された。通常、主な犠牲者となるのは少数派団体、指定カースト及び指定部族及び「発展の遅れたカースト」出身の恵まれない女性たちである。若いスキルのない女性たちは、虚偽の労働の約束をされ、外国での家庭内強制労働に至ったと伝えられている。人身売買され、売春婦に強いられた女性たちは、自分たちの権利を防衛できず、係る犯罪に対する社会復帰及び補償を利用することができないままにある。国による問題の保護及び優先化のこのような欠如により、犯罪者又は人身売買の慣行に関与する者たちは女性たちに対する暴力を増幅させた。人身売買における国家当局の共謀も懸念事項として報告された。」¹²⁹

2.10.2 米国国務省はその 2014 年の人身売買報告書（2014 年 TiP レポート）において以下のように指摘した。

「インドは強制労働及び性目的の人身売買の対象とされる男性、女性、子どもたちの資源国、目的国及び通過国である。推定 2000 万人から 6500 万人の市民の強制労働は、インドの最大の人身売買問題を為す。借金、時には前世代から受け継いだものにより束縛されている、男性、女性、及び子どもたちは、レンガ焼き釜、精米所、農業及び刺繍工場などの産業において労働を強いられる。強制労働の共通の特徴は、威圧的な方法として肉体的及び性的暴力を使用することである。インドの人身売買の問題の 90 パーセントは国内にあり、最も恵まれない社会階層—最下層のカーストのダリット、部族コミュニティのメンバー、宗教の少数派、及び害所された集団出身の女性—は最も脆弱である。インドの人身売買の犠牲者は時に、その人身売買者により負傷したり殺されたりする..

「報道機関はニューデリーにおける家庭内使用人のひどい虐待の事例を報告した。それらの多くは強姦、拷問及び殺人の事件を含む強制労働の犠牲者だった。NGO は、人身売買の犠牲者の大多数は、彼女らの出身村で知られている代理店により、都市又は他の地方における労働を約束することにより集められる...何千もの規制されていない職業斡旋代理店は性目的及び労働の人身売買に従事していると報告されているが、告発を逃れている。そうした代理店の一部は国内労働者のおよそ 20 パーセントが経験すると伝えられている性的虐待に加担している。

「専門家は、何百万人もの女性及び子どもたちがインドにおける性的人身売買の犠牲者で

あると推定する。子どもたちは、宗教的巡礼センター及び観光地において性的人身売買の対象となり続けている...数多くのネパール人、アフガニスタン人、及びバングラデシュ人の女性—その大多数は9歳から14歳までの子どもたちである—及び中国、ロシア、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、フィリピン、及びウガンダ出身の女性及び女兒はインドにおける性的人身売買の対象となる。」¹³⁰

2.10.3 インドは2011年5月に国際組織犯罪（Transnational Organised Crime）及びその2つの議定書、人、特に女性及び子どもたちの人身売買を防止し、抑圧し、罰するための議定書に対して国連条約を締結した。第23条に基づく憲法は、人間及び強制労働の双方における人身売買を禁じる。1860年のインド刑法、1956年の不道徳な人身売買（防止）法、1976年の強制労働制度（廃止）法、及び2003年のゴアの子ども法などの州法を含む法律は人身売買と戦うための法的枠組みを規定する。¹³¹

2.10.4 国連薬物犯罪事務所（UN Office on Drugs and Crime）（UNODC）は、2014年の人身売買に関するグローバルレポート—南アジアにおいて次のように指摘した。

「2013年に、インドは国連人身売買プロトコル（規約）にしたがって人身売買を犯罪とする第370A節を導入する犯罪法（改正）条例を通過させた。それ以前は、何らかの形態の性的搾取目的の人身売買を告訴するために、道徳に反する売買防止法（Immoral Traffic Prevention Act）（ITPA）が用いられた。「売春目的で女兒を買うこと」、「買収目的で女兒を売ること」、「女兒の輸入」及び「少女の調達」などの性的搾取のための人身売買を告訴するため、その他の刑法の条項も用いられた。強制労働目的の人身売買は、児童労働禁止法及び強制労働を禁止する法律などのその他の犯罪に基づいて告訴される。

「新たな法律は...人身売買の犯罪に対する罰則は7年の服役から終身刑までと予測する...人身売買された人の雇用に対する罰則は5年の服役で、これは7年の服役と罰金に延期されることがある。」（sic）¹³²

2.10.5 内務省は、UNODCによると、2012年に道徳に反する売買防止法（ITPA）に基づいて告訴された人々は7,056人で、同年にこの法律の下に有罪宣告を受けたのは1,556人だったと記録した。UNODCは以下のように述べた。「2010年から2011年までに、約10,000件が[1986年の子ども労働（禁止）法]に基づいて起訴され、4,100件を超える有罪判決に至った。」¹³³

2.10.6 米国国務省は2014年のTiPレポートにおいて以下のように指摘した。

「インド政府は人身売買の排除に対して最低限の水準に完全に順守していないが、そうするために多大な努力を尽くしている。専門家は、政府当局によりインドの人身売買問題に関する知識は増大し、それと戦うための取組を増幅させたと報告した。こうした努力にも

かわらず、人身売買の犠牲者の保護及び疑惑のある搾取者の告訴は、州及び都市の間で均衡がとれていなかった。一部の州において一部の裁判所が有罪となった人身売買者に対して思い罰則を確保した一方で、政府当局の引き続く共謀により、人身売買者は更に男性、女性、子どもたちを搾取することができた。当局は、賄賂を受け取り、強制捜査について売買者に警告し、売買者の証拠隠滅を助け、犠牲者を売買者に引き戻し、犠牲者を身体的及び性的に暴行することにより売買を促進した。

「インド政府は適切な反人身売買法施行データを供給しなかった。オブザーバーは、ほとんどの違反者から懲役の代わりに罰金を受け取ることで、低くなった有罪判決の割合に基づく進展の欠如を指摘した。インド刑法（IPC）の第 370 節は、公務員の人身売買への関与を犯罪とし、最大で終身刑の判決とする。また、ほとんど形態の性的人身売買を禁止し、7 年の懲役から終身刑までの十分に厳格な罰則を規定する...2013 年 4 月、刑法 IPC の第 166A 節の変更により、犠牲者が申し立てをした後に FIR（（供述調書－犯罪事件の最初の記録））を記録する上の遅延に対し、警察は責任を負うことになる...また、インドは強制労働制度廃止法（Bonded Labor System Abolition Act）（BLSA）、子ども労働（禁止及び規制）法、少年法（Juvenile Justice Act）及びその他の IPC の規定の下に多くの形態の強制労働を禁止する。しかし、これらの規定は均一的に強制されておらず、それらの規定罰則は十分に厳格ではない。インドは道徳に反する売買防止法（ITPA）及び様々な IPC の規定の下にほとんどの形態の性的目的の人身売買を禁止する。しかし、ITPA は売春を含むその他の犯罪も違法とし、性的人身売買の犠牲者を告訴するために用いられる。「法施行及び検察官による無活動に関して報告された事案は、司法管轄区域全体で一貫しない法の適用、当局者間の汚職、及び国のある部分における認知又は能力の欠如を反映した...政府当局の人身売買における共謀は横行し続け...また、警察は人身売買の告発を無視又は求めない代わりに、金銭的・性的サービスの形態で賄賂を受け入れ、人身売買の犠牲者を性的に虐待し、容疑のある人身売買業者へ強制捜査を垂れ込み、逮捕後に容疑がある人身売買業者を解放し、容疑のある人身売買業者の証拠隠滅を助けたと報告された。」¹³⁴

2.10.7 2013 年の刑法（改正）法令により、公務員又は警察官がいずれかの人の人身売買に関与することを犯罪とした。これは最大で終身刑の罰則を実行する。¹³⁵

2.10.8 インドにおける人身売買の犠牲者の保護及び社会復帰に関して、2014 年の TiP レポートは次のように意見を述べた。「インド政府は犠牲者のケア、社会復帰、及び補償の分野においてある程度の改善をした。しかし、こうしたサービスの実施は一貫しておらず、その質は標準以下であることが多かった。」¹³⁶

2.10.9 2012 年 10 月の CEDAW に向けた締約国レポートにおいて以下のように指摘された。

「人身売買の包括的な防止制度及び商業目的の性的搾取に対する人身売買の犠牲者の救済、リハビリテーション、社会復帰及び本国送還、別名「Ujjawala」は認可された 86 の社会復帰施設の下に 2007 年以降、実施されてきたが、それは 4000 人近くの女性犠牲者を収容できる。それは市民社会との活発なパートナーシップに関わる。

「[女性子ども省は]商業目的の性的搾取の人身売買の子どもの犠牲者の予防救済、救済及び事後救済運営のための議定書を策定した。この議定書には州政府に向けたガイドライン及びチームメンバーを救済するための戦略が含まれる。」¹³⁷

女性に利用可能な支援も参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.11 女性の健康

2.11.1 2005-06 年の全国家族健康調査（National Family Health Survey）（NFHS-3）により、インタビューされた女性（結婚経験がある、15 歳から 49 歳の女性）の 33.0 パーセントの肥満度指数が正常以下であることがわかった。これは同じ年齢グループの男性の 28.1 パーセントと比較される。サンプル採取された女性の 56.2 パーセントは貧血症だった。¹³⁸

2.11.2 2013 年の USSD レポートによると、

「HIV 及び AIDS の防止及び制御のためのプログラムを策定し、実施する国家エイズコントロール機構（National AIDS Control Organization）は、その 2011-12 年の年次報告書において、女性は HIV/AIDS をもつ推定 239 万人の市民のほぼ 100 万人を占めたと報告した。女性の感染率は都市のコミュニティにおいて最も高く、地方においてケアは可用性が最も低かった。早期結婚、限定された情報及び教育のアクセス、及び医療サービスへの低い利用度により、女性は特に感染に脆弱となる。国家エイズコントロール機構は、女性の HIV/AIDS の自己救済グループを訓練するために NGO と積極的に作業した。」¹³⁹

生殖の権利

2.11.3 2013 年の USSD レポートは次のように述べた。

「政府は家族計画について情報を普及するにあたり、医療クリニック及び地元の医療 NGO に自由に運営することを認可した。避妊薬を利用する権利に関する制約はなかった。2 人を超える子どもたちをもつ家族を罰する法律は 7 州において残っているが、当局がそれを施行することはめったにない。「出産率を低減させる政府の取組みは、一部の場合において威圧的であった。多くの地域において、医療従事者は避妊手術を奨励するための報奨を提供された、又は女性の避妊手術のノルマの目標値を与えられ、設定された数値に届かない場合は給料のカット又は解雇の手段により脅かされた...国家医療当局は、中央政府は人口問題に関する州の判決を規制する権限を有しないと指摘した。また、一部の州も利益を

回収するために、両親に対して避妊手術の証明書を要求した制度を導入した。一部の地域において、避妊手術は安全ではなく、衛生状態が悪い状況で実施された。

「一部の女性は、医療従事者に対する金銭的インセンティブ制度のため、子宮摘出手術を受けるように圧力をかけられ、他の者は避妊手術を受けるために1週間の賃金に相当するおよそ 615 ルピー（\$ 10）を支払われたと報告された。このような圧力は貧困女性及び下位のカースト女性に偏って影響を与えることが多かった。無保証の 7,000 件を超える子宮摘出手術が Chhattisgarh の 169 の病院の医師により、文盲の部族に実施されたという報告があった...[2013 年]4 月に、NHRC は 30 か月の期間を対象に Chhattisgarh 政府からこの件に関する詳細報告書を求めた。女性のほとんどが貧困家族又は原住民部族に属していた。その結果、Chhattisgarh 政府は 9 人の医師のライセンスを差し止めた。」¹⁴⁰

2.11.4 2007-08 年の避妊薬の普及率（結婚している、又は「共同生活」する 15 歳から 49 歳の女性及び避妊手法を使用している、又はその性的パートナーが使用している割合）は、推定で 54.8 パーセントであった。¹⁴¹

母性の死亡率：出産前・出産後の母子看護

2.11.5 2013 年の USSD レポートは以下のように続けた。

「2012 年の国連人口基金（UNFPA）の世界人口白書による直近のデータによると、母性脂肪率は 2010 年において 100,000 人の出生につき 200 人の死亡率だった。高い母性死亡率に影響を及ぼす主な要因は、適切な栄養、医療サービス、及び衛生施設の欠如によるものだった。」¹⁴²

2.11.6 2005-06 年の全国家族健康調査（NFHS-3）は、インタビューされた母親の 50.7 パーセントは最後の出産に対し、少なくとも 3 回の出産後の母子看護訪問があった。出産の 48.8 パーセントは医師、看護師、又はその他の医療職員により介護された。母親の 36.8 パーセントは医師、看護師又はその他の医療職員から最後の出産の分娩日から 2 日以内に出産後母子看護を受けた。¹⁴³

[目次に戻る](#)